

熊谷市指定文化財
ねぎしけながやもん
「根岸家長屋門」
保存修理工事報告書

2 0 1 2

埼玉県熊谷市教育委員会



根岸家長屋門
撮影：北熊市

序

熊谷市は、利根川と荒川によって育まれた豊かな自然とともに、先人の長年の努力によって農・商・工の産業の均整の取れた、県内有数の都市として発展してまいりました。これらの恵まれた環境や文化的素地において、本市には数多くの貴重な文化財が残されております。このような文化財を保護し、活用していくことが重要であり、郷土の文化や歴史を学ぶことの大切さを子供たちに伝えていくことが、私達に課された責務であると考えております。

熊谷の歴史の幕開けは、今から約2万2千年前の旧石器時代と考えられています。古墳時代には多くの古墳が築造され、奈良・平安時代になりますと、農地が整備され本格的な寺院が造られました。中世の戦乱の時代においては、熊谷次郎直実、斎藤別当実盛をはじめ、成田氏や武蔵七党などの武士団が活躍しました。

江戸時代、熊谷は中山道の宿場町として栄え、秩父街道などの脇街道、さらに荒川・利根川には渡船場や河岸があり、交通の要衝として発展しました。その後、近代日本が動き出して間もない明治6年には、入間県と群馬県の一部とを合わせた熊谷県が誕生しました。その頃、多くの先覚者たちが、産業や文化など多方面で活躍し、熊谷の発展の基礎を築きました。

この熊谷における近代化の歴史を語る上で、根岸家は欠くことのできない存在であります。江戸時代の豪農として栄えた根岸家、その当主であり文武両道の教育者であった、根岸友山・武香父子は、自邸内に剣術道場と「三餘堂」という寺子屋を開き、寺門静軒を招いて子弟の教育に尽力しました。武香は、第2代の県会議長として政治の世界で大きな功績を残し、国会図書館に「甲山文庫」を寄贈するなど文化活動にも力を注ぎました。

根岸家の歴史を象徴する「根岸家長屋門」は江戸後期に建築され、多くの幕末の志士や文人がこの門の下を行き来したと言われております。その後の増築等を経て、明治維新という急速な近代化の中で、根岸家の人々とともに歴史を刻んできました。昭和54年に、当時の大里村の文化財に指定され、平成17年の合併を経て、熊谷市指定文化財（有形文化財・建造物）となりました。

長い間風雪に耐え、歴史を見守ってきた長屋門も部分的な老朽化が目立ってきたことにより、この貴重な建造物を今後長く将来にわたり保存するため、平成22年4月から、17代当主であります根岸友憲氏を事業主体者として、保存修理工事が着工されました。工事は、ものづくり大学・横山晋一准教授による設計監理のもと、約半年間の工期を経て、往年の姿が甦り、無事に完了しました。本市におきましても、財政的支援や文化財保護行政の見地から適宜指導を行ってまいりました。

そして、この度、保存修理工事の記録をまとめた報告書を発刊することになりました。この報告書を、文化財建造物の保護や学術研究の基礎資料として、また、郷土の歴史や文化を理解するための一助として広くご活用いただければ幸いと存じます。

最後になりましたが、この事業を成し遂げられました、根岸友憲氏をはじめ、ものづくり大学横山研究室の皆様、関係各位の皆様、そして根岸家長屋門を愛する皆様に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

平成24年3月

熊谷市教育委員会
教育長 野原 晃

発刊の辞

昭和54年5月14日に文化財建造物として指定された「根岸家長屋門」の保存修理工事の報告書をここに刊行致します。本工事は熊谷市の補助をいただき、学校法人ものつくり大学横山研究室横山普一准教授の設計監理を受ける一方、「友山・武香顕彰会」の協力と地元の皆様の温かいご理解を受け、竣工に至ったもので、先ず持って深く感謝申し上げます。

「根岸家長屋門」は、幕末から明治にかけて尊皇攘夷の志士として立ち上がった「根岸友山」と、維新後の行政に深くかわり考古家として活躍した息子「武香」の生家であります。江戸時代の享保年間に冑山の名主となり、以後明治になるまで務めてきておりました。

平成14年大里村から大里町への町制施行にともない、記念事業の一環として、平成14年2月1日から同年3月10日まで、大里コミュニティーセンターにおいて「根岸友山・武香の軌跡展」の特別展を開催致しましたところ、県内外から約2000人以上の方が見学に訪れました。観覧後、「長屋門」に訪れた方も多く、文化財としての価値を賞賛していただきました。

特別展の成果も確認でき、根岸家長屋門の歴史的価値を再認識した地元では、平成14年10月、町政の一環として「友山・武香顕彰会」の設立に向けた準備委員会を発足させました。準備委員会には、当時の町長や町議、町の有識者の方々がメンバーになり、平成15年4月11日に設立総会を迎え、会員数183名の会の発足に至りました。思い起こせば、この時期こそ懸案の長屋門保存修理工事への第一歩となったと考えております。

平成17年10月1日熊谷市との合併により、大里町の文化財も熊谷市の指定に移行致しました。合併後、「友山・武香顕彰会」は、『根岸友山・武香の軌跡』の書籍の出版や長屋門保存修理に向けた啓蒙活動を続けて頂きました。又、大里商工会や地元市民の皆様により平成19年4月28日に第1回「友山まつり」を開催した他、平成21年9月26日には、埼玉県建築士会大里支部女性委員会が企画した「長屋門コンサート」を盛大に行いました。

これらのことにより、益々修理工事の気運も高まって参りました。それと同時に、平成20年4月以前より相談とアドバイスを頂いておりました学校法人「ものつくり大学」の横山先生が、長屋門保存修理の具体的な提案書を作成して下さり、地元自治会長より熊谷市教育委員会に長屋門整備計画書案を提出致しました。

その後、平成21年3月、熊谷市文化財審議会委員会での検討、江南文化財センターによる調査研究等により、具体的予算処置がとられました。そして、平成22年4月を事業開始として、熊谷市教育委員会による指導助言、学校法人ものつくり大学横山研究室による設計監理、株式会社町田工業の施工により、工事が実施されました。

工事は平成22年11月末に完成し、12月4日に竣工式典を行いました。前島富雄埼玉県教育委員会教育長、富岡清熊谷市長、野原晃熊谷市教育委員会教育長、神本武征ものつくり大学学長をはじめ関係各位の皆様方にご祝辞、ご臨席を賜り、今後の文化財維持の重要性について激励を頂きました。私共も改めてその責任を痛感した次第です。

本報告書の刊行は熊谷市教育委員会の事業として実施され、工事の設計監理を担当した学校法人ものつくり大学横山研究室（横山普一准教授）と、熊谷市社会教育課（山下祐樹主事）が執筆・編集を担当したものです。

本工事完成と本書の発刊にご尽力下さいました多くの方々に深く敬意を表し、厚く御礼申し上げます。発刊の挨拶と致します。

平成24年3月

根岸家第十七代当主 根岸 友憲

例 言

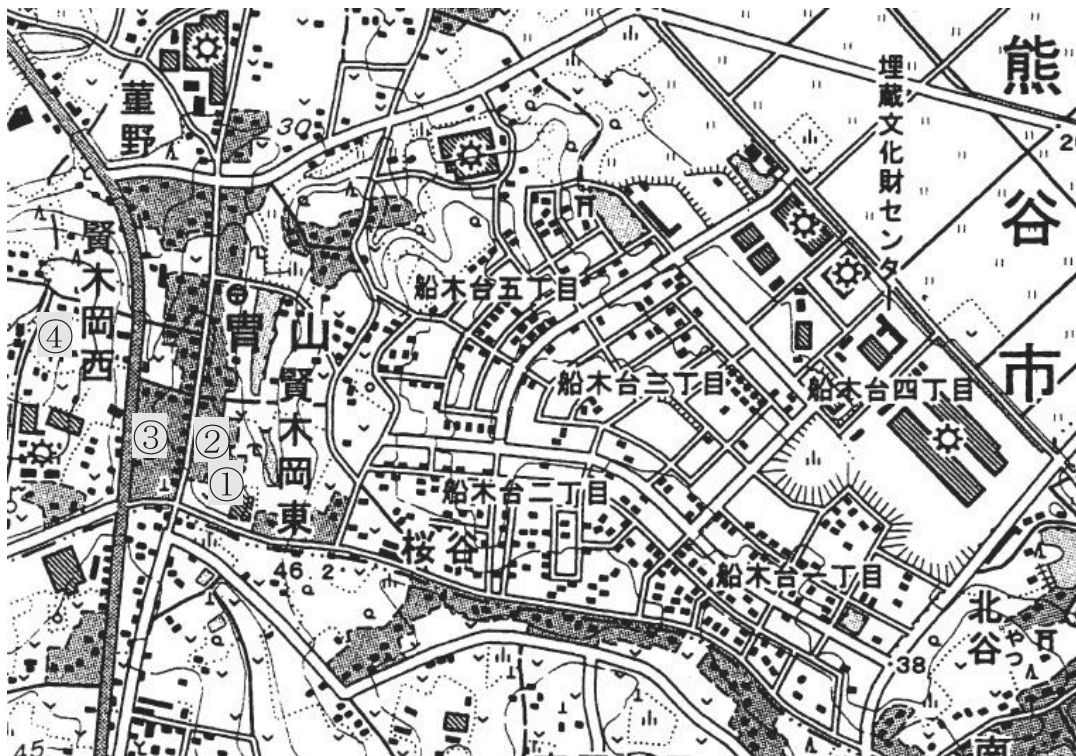
この報告書は熊谷市指定文化財根岸家長屋門の保存修理工事の記録を記したもので、これを広く市民・県民に公開するため、熊谷市が刊行するものである。編集に当たっては今回工事の概要ほか、長屋門の沿革概要・工事中の調査事項並びに建築史的位置付け、更に各種参考資料も併せて収録した。また、図面は保存図となる竣工図・修理前図を作成し、更に主要な各概要を示す説明図を本文中に掲載した。本文並びに図面は主として表示寸法を「メートル法」によったが、必要に応じて「尺」を用いた。

本報告書の執筆及び編集に当たり、各種参考文献や写真を引用で使用させて頂いたが、各方面にてご協力を願った資料提供者各位に対し、心より感謝の意を表したい。

本報告書の作成に関する担当者は、次の通りである。

1. 総括及び監修は、ものづくり大学建設学科准教授の横山晋一が担当した。
2. 編集及び構成は、熊谷市教育委員会社会教育課文化財保護係主事の山下祐樹が担当した。
3. 本文執筆は以下の通りに分担した。
 - ・第1章並びに第3章（第4節・第5節）については、山下祐樹が執筆した。
 - ・上記以外を、横山晋一が執筆した。
4. 保存図並びに本文中説明図は、ものづくり大学横山研究室所属大学院生の宮部瑛理が作図した。
5. 巻頭写真は写真家・北熊市が撮影した。その他、修理前・工事中・竣工写真は大島正巳が撮影した。第3章に第5節の写真等構成については、八潮市、富士見市、さいたま市各教育委員会の協力を得た。

例言地図



- ① 根岸家長屋門（市指定文化財・有形文化財）
- ② 三餘堂跡（市指定文化財・史跡）
- ③ 根岸友山墓（県指定文化財・旧跡）・寺門静軒墓（市指定文化財・史跡）
- ④ 甲山古墳（県指定文化財・史跡）・甲山神社本殿（市指定文化財・有形文化財）

目 次

口絵
序
発刊の辞

例言

第1章 概要

第1節 根岸家の歴史	
第1項 根岸家の概要	8
第2項 友山・武香の時代	
第2節 根岸家長屋門の概要	9
第1項 長屋門の創立沿革	
第2項 熊谷市告示および指定説明	
第3項 主要寸法	
第4項 構造形式	
第3節 工事の概要	12
第1項 工事に至るまでの経過	
第2項 工事組織	
第3項 工事関係者	
第4項 事業費内訳	
第5項 工事実施工程表	

第2章 施工

第1節 概要	16
第2節 工事事務	16
第3節 工事実施仕様	17
第1項 通則	
第2項 共通仮設工事	
第3項 直接仮設工事	
第4項 解体工事	
第5項 木工事	
第6項 屋根工事	
第7項 左官工事	
第8項 雑工事	

第3章 調査事項

第1節 修理前破損状況	21
第2節 形式および技法	24
第3節 建物痕跡調査	26
第4節 根岸家関係資料	28
第5節 埼玉県内における他長屋門の紹介と概要	28

第4章 図面・写真

第1節 図面	29
第2節 写真	36

第1章 概要

第1節 根岸家長屋門と環境

第1項 根岸家の歴史

根岸家が所在する青山地区は埼玉県の中央部に所在し、比企丘陵の東北で標高が40m前後の起伏多い台地上にある。一部山林を含むその東に耕地が広がり、端は荒川沿岸沖積低地が水田地帯になっている。この青山を南北に走る国道407号線は、江戸時代には中山道裏街道でもあり、中世には鎌倉街道として重要な交通路の一つとなっていた。

根岸家は系図によると桓武平氏熊谷直実の子孫で、室町時代初期、足利尊氏に従い、比企郡根岸郷（嵐山町根岸）を所領とし定住したことから、地名を苗字にしたと言われている。戦国時代根岸帯刀直武は、父主計実直と共に小田原北条氏の松山城を預かる上田上野介の家臣であり、豊臣秀吉の関東征伐の際に松山城の籠城戦に参加した記録が残っており、敗戦の経過を辿る。以後、秀吉の家臣上杉景勝に従って滝山（八王子）城攻略戦に参加。慶長3年（1598）、景勝が秀吉に背いて会津に移封された際に任務を辞して、その頃、松山領であった青山に、昔の部下を頼って土着したと考えられる。なお、帯刀の父主計実直は松山籠城戦後まもなく死亡している。

当時の青山地区の菩提寺は箕輪村の曹洞宗保安寺であった。明治になり根岸家の墓は青山村に移転したが、寛永4年（1627）に死没した帯刀（洞繁常雲禪定門）の墓をはじめ初期数代の墓は、保安寺墓地に安置されている。

根岸家系図（近世以降）

…熊谷直実・直栄（根岸家初代）…直武（称帯刀・寛永4年卒）－ 信富（称喜兵衛・延宝4年卒）－ 宗信（称弥次兵衛・延宝3年）－ 武富（称喜太夫・享保17年卒）－ 有富（称伴七・延享4年卒）－ 保長（称喜太夫・安永9年卒）－ 宜信（称伴七・寛政12年卒）－ 富長（称伴七・寛政7年卒）－ 信保（称栄次郎・天保3年卒）－ 信武（称伴七・安政4年卒）－ 信輔（号友山・称伴七・幼名房吉・文化6年〈1809〉生～明治23年〈1890〉卒）－ 武香（称伴七・幼名新吉・天保10年〈1839〉生～明治35年〈1902〉卒）－ 盾臣（称伴七・昭和15年卒）－ 憲助（昭和5年卒）－ 信輔（昭和20年卒）－ 喜夫－友憲

第2項 友山・武香の時代

友山は文化6年11月27日（1809）に信保の長子として生まれた。幼名房吉、諱名は信輔、字は仁卿、通称を伴七と呼び、晩年は号の友山で通称に呼ばれていた。文政7年（1824）に父信保が隠居した際に、16歳であった信輔（友山）は、11代目の根岸伴七を襲名した。父が家政や村方名主役として、また酒醸造の家業は番頭に一任して、若い身の友山は文武修業に勤しんだと言われている。

友山は文武両道に優れ、詩書にも秀でていた。剣を千葉周作に師事し、北辰一刀流を学んだ。学問の儒学は山本北山の高弟であり、当時忍藩の藩儒であった芳川波山を師として学んでいる。根岸家には波山筆による「三餘堂」の額が掛けられていた。また儒学者の寺門静軒が天保8年に根岸家に逗留し、この三餘堂で教え、易経を講じた。友山は静軒に師事し、自らもその門人として学問に勤しんだとされる。友山は文政7年、19歳（1827）で妻を迎えた。その妻は比企郡小川駅、笠間四郎左衛門直孝の三女、佐和子であり、夫婦の間に男子の新吉（後に武香という）が生まれた。その後、友山は幕府弱体化の時節を見極め勤王運動の参画を果たした。また自邸に私塾の三餘堂を開設し、若者の教育に力を注いだ。また、友山は治水築堤に努力し、村内の治政を全うした。これらによる河川改修や築堤について、その一様を『治水考』に記録している。当時、長屋門をくぐる志士や学者等も多く、根岸家に滞在させ、三餘堂にて講学と練武の場を提供したと言われている。文人の中に前記の寺門静軒は晩年に隠居して、青山が終焉の土地になった。

幕末の友山は上洛し新徴組の隊士、後に隊長となった。この時期に著した『吐血録』は建白への高き精神性を明らかにするものであった。明治23年12月3日（1890）82歳で自邸で没している。

武香は天保10年（1839）5月15日、大里郡吉見村青山の地に、根岸友山の二男に生まれた。父と同じく文武両道に秀で、少年の頃より勉学を志して江戸に出向した。武術を千葉周作の道場に習い、また国学を平田鉄胤や横山由清に学び、和歌は小林歌城や安藤野雁に師事した。また儒学を三餘堂に逗留した寺門静軒から学んだ。特に和漢の学の特筆すべき能力を発揮し、その関心は考古学や史学への研究に繋がることになった。父友山に力を合わせて皇道の復興につくし、青山神社の再建等にも尽力した。嘉永3年（1850）、伴七と称して、村名主役を勤め、父と共に河川改修や治水に政治的才能を発揮した。明治12年（1879）に最初の埼玉県議会に議員に選出され、副議長を任じられた。翌13年、熊谷宿の竹井澹如の後をうけて議長に進み、治水、教育、産業等幅広い分野に渡り県政に尽力し、同23年再び県会議長に互選された。

また学問的な進展も目覚ましく、考古学への造詣が深く、古器物の鑑定に長じて、吉見百穴の保存を進めた。その発掘に協力し、出土遺物を蒐集保存することに傾注した。この考古学に対する功績は顕著であり、黎明期の学術的基礎を形成した意義は極めて大きいと言える。また著作物として、『皇国古印譜5巻』、『皇朝泉貨志1巻』を出版し、明治17年には先に江戸幕府が編纂した『新篇武蔵国風土記稿』80冊を出版した。明治35年（1902）12月3日、武香は64才で病により没し青山の同家墓地に葬られた。

上記にも示した三餘堂及び振武所についてここに概説する。「三餘（三余）」とは「年の余り、月の余り、日の余り」のことで、農事のわずかな余暇をも学問に用いる意味から命名したものと言われている。塾は農閑を利用した寺子屋と、来遊する学者による学塾の性格を兼ねていた。三餘堂で講義を行った学者には、友山と交流の深かった漢学者の寺門静軒や、武州一揆について記した『青山防戦記』の著者である国学者の安藤野雁等の面々が窺える。また、友山・武香父子は「振武所」という道場も自邸内に開設し、近郷の子弟に剣術を教えた。二人とも北辰一刀流の千葉周作の門人であったことから、千葉道場からの師範の派遣、剣道具の提供を受けるなど様々な協力を得たとされている。

〔参考：埼玉県立文化会館編『埼玉県人物誌』上巻・中巻〕

第2節 根岸家長屋門の概要

第1項 長屋門の創立沿革

友山が当主であった天保12年(1841)に作成された、根岸家屋敷見取図(註1)が現存している。これによれば、屋敷構えのなかに酒造蔵も描かれることから、酒造を始めたこととされる寛政年間頃の様子を見取図にしたものと考えられる。敷地西側は中山道裏街道に接し、その矩手となる正面南側中央には長屋門が配されている。主屋はその南北軸線上の敷地中央部にあり、茅葺屋根東西棟の平入り形状となる。(註2)また、その西端には隠居所兼接待所の離れが設けられたが、これは天保4年(1833)頃に子弟教育を行う場(三餘堂)として活用されていたが、主屋と共にその建物も残念ながら現存しない。

これにより、屋敷見取図で唯一現存するのは長屋門だけとなるが、建物正面間口一三間・奥行三間の規模は埼玉県内でも筆頭の建築面積を有する長屋門と言え、見掛り主材も高価な樺材を多用し、入母屋屋根棧瓦葺・腰籠子下見板張り漆喰壁の様相は、正に名主の威厳を保つには充分なる表構えを呈している。

この建物の正面出入口は中央間には無く、右手東側に一間寄った位置に偏心している。これにより、左手西部屋が東部屋より平面規模が大きくなると共に、その軸線の延長に位置する主屋玄関と長屋門出入口の芯が合致した。この西部屋は天保6年(1835)には、子弟剣術指南の振武所と活用されている。

長屋門の建築規模は、中央の間口を三間とし、柱間装置となる両開き化粧扉が取り付け、また、その右端には潜戸も付帯する。正面左手の西部屋は間口六間・奥行三間の規模となり、内部床は土間叩きのままである。現状は納屋として使用されているが、明治期には地域の物産販売所として活用されていたようで、正面南側に連なる出窓はその販売窓口として付加改変された後補である。(註3)また、西面に張出す便所も、昭和期に増築されたものであることが痕跡調査にて判明した。この西部屋背面の柱間装置は一本引板戸となるが、これを戸袋に全て収納すれば長屋門に連なる広庭と一帯の大空間になり、恐らく振武所と称する剣術道場はこの内外空間全体を指したものと推測することができる。

一方、右手の東部屋は間口四間・奥行三間の規模で、床はコンクリート土間と上床で構成されており、そこに間仕切りや押入が備わる。更に給排水設備や便所もあって一般的な生活が営める環境となるが、これは戦後の混乱期に臨時駐在所としてここを活用した後補の設えであり、創建当初は西部屋と同様に土間叩きの空間であり、恐らく納屋として使用されていたもの想定される。

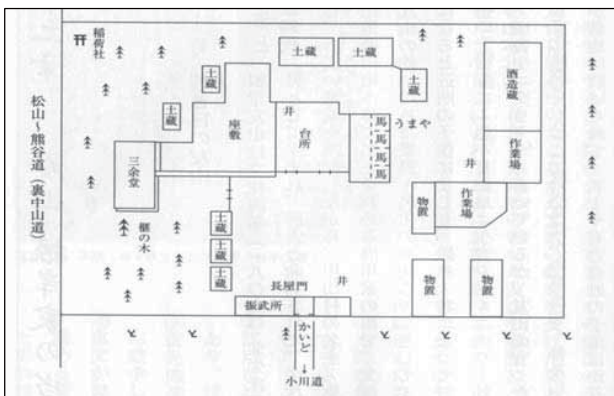
屋根裏空間は意外と立ちが高く、東西部屋並びに中央出入口間を梁間方向に低い土壁で間仕切り、桁行・梁間を堅牢な梁と天井根太床で固めている。また、正面桁行要所に換気用の与力窓が配されており、この空間は創建当初から養蚕を行うための空間として計画されたことが判る。それを裏付ける根拠として、軒先の垂下を防ぐための構法(梶子の原理)として用いる桔木材が一切使われず、力垂木にて軒廻りを堅固に留める構法が採用されている。これにより、軒桁内側の空間には軒先から延びる斜材が一切無く、中引梁下部までの空間は大人が余裕で養蚕作業が行える広々としたものとなる。なお、小屋組は三重天秤梁形式の和小屋で、折置組で形成される堅牢な構造となっている。

大屋根は下屋と共に棧瓦葺となるが、名主としての屋敷構えの威厳を保つためか、軒には隅反りもあり、地隅木と飛檐隅木の組合せにてそれを格好良く納めている。なお、小屋組の痕跡調査によって屋根は改変が成されていないことが確認されたため、創建当初より棧瓦葺屋根であったものと考えられる。主屋が茅葺であるのに対して、長屋門を瓦とした理由として推測できることは、長屋門の建立時期が大いに関係している。

往時の江戸では度々の大火に徳川幕府も手を焼き、享保5年(1720)には町中普請の儀として屋根に瓦を用いる旨や土蔵造を奨励する触書まで出した。この背景には延宝2年(1674)に近江大津の西村半兵衛が発明したローソク棧瓦(註4)の出現があったためと考えられるが、この瓦は本瓦と比べれば低廉で且つ軽量であり量産が期待されたが、雨仕舞いなどに不備があったため、結果として宝暦末期頃(1763頃)までしか制作されなかった。その後、真宗寺院を担当した摂津窯や三州窯の瓦工によってこの改良が図られ、現在の棧瓦が考案されたのである。これが関東で用いられ始めたのは少なくとも明和年間以降と考えられるが、寛政年間頃の建立となる長屋門には好都合のタイミングであった。その頃の根岸家の財政力は最高潮の時期でもあり、逸早い採用であったことは頷ける。

この棧瓦は軽量である他、一定の断熱効果も期待でき、蚕に適した環境となる一方、敷地内にある茅葺屋根の主屋を延焼から守る防火壁としての役割も、併せ担っていたものと考えられる。この長屋門は北関東豪農住居群を構成した建物として歴史的価値は高い。

(註1) 根岸家屋敷見取図(天保12年)【『根岸友山・武香の軌跡』p23より転写】



原本は現在、埼玉県立古文書館に寄託されている。根岸家は青山の村外れに住居を構えていたが、約1町歩(1万㎡)の前畑に続いて約2町歩(2万㎡)の垣根に取巻かれた屋敷構えであった。

屋敷西側は中山道裏街道となり、東側は浅い谷を堰き止めて灌漑用の溜池としていた。また、その北側には更に二つ続く三階沼となり、下流の水田を潤すための基になっていたようである。入口南側の小川道から矩手に畑を貫き、長屋門に続く道を「かいど」と称していたことが判る。敷地内には長屋門・主屋・離れの他、長屋門続広庭に三棟、主屋北側に三棟の土蔵があり、また、長屋門東側には物置が三棟、そしてその北側には間口五間・奥行一五間の大きな酒造蔵と、二棟の作業蔵が屋根続きで配される。主屋は東端に馬屋を配し、その左手に内井戸を備えた台所、そして座敷・離れが連なる平面計画となる。

(註2) 根岸家住宅主屋描写 (明治11年) 【『日本人の住まい』p81より転写】



主屋に関しては、Edward Sylvester Morse が 1886 年に公表した、「Japanese Homes and Their Surroundings」(日本人の住まい)にも記されている。アメリカにて比較動物学研究を行っていたモースは、明治10年(1877)に腕足類採取を主要目的として来日した。その時の我国は封建文化が西欧近代文明に取って代わる過渡期であったが、日本の建築事情などを独自の民族学的思考にて調査し纏め、世界にこれを紹介している。このなかでは根岸家についても取上げられており、以下の記述がある。「館は高塀によって表通りから隔離された、数棟の建物からなるものであった。重々しい感じの門を抜けて入ると広い庭がある。この庭に面して低い平屋建ての長い建物があり、倉庫や使用人の起居するところとなっている。この庭の一番奥の門から見て正面の位置に、住み心地の良さそうな古びた主屋があり、屋根は草葺であった。」この記述からも窺い知り

得る通り、主屋は茅葺、長屋門は現在の棧瓦葺であったことが判る。

(註3) 南面に配される出窓内にある各柱には埋木の痕跡があり、このなかには間渡竹仕口痕が残存することから、この面は当初は土壁であったことが明らかである。また、その折に上床も設けていたようで、柱根元にはその痕跡が残っている。

(註4) 本瓦葺の丸瓦と平瓦を一つに接合したローソク棧瓦を、西村半兵衛は三井寺御用達の瓦工として10年の歳月を掛けて完成させた。この瓦の完成は延宝2年(1674)であり、江戸市中の防火対策として時の将軍吉宗が瓦葺奨励を行ったのは享保5年(1720)となることから、この瓦は民家用のものとして開発されたのでは無く、当初は社寺建築に使用することを目途に考案されたものと言える。この瓦は本瓦と比較しても必ずしも安価ではなく、雨仕舞いにも問題があったことから宝暦末期頃までしか制作されていない。これに取って変わるように棧瓦が摂津窯や三州窯の瓦工によって発案されたが、ローソク棧瓦より安価である棧瓦は民家屋根にも幅広く採用され、今日にそれが継承されている。

第2項 大里村告示および指定説明

大里村教育委員会告示 (昭和54年5月14日)

大里村文化財保護条例に基づき、根岸家長屋門1棟を大里村指定文化財に指定する。

大里村教育委員会 教育長 小池敬介

指定名称	所在地	建物所有者
根岸家長屋門	比企郡大里村青山152(現熊谷市)	根岸友憲

※大里町(大里村)は平成17年10月1日に熊谷市・妻沼町と合併し、指定文化財「根岸家長屋門」は、熊谷市文化財保護条例第2条および熊谷市文化財保護条例規則第2号に基づき、熊谷市指定文化財として継承された。

指定説明

「近世 住宅建築」

根岸家長屋門 一棟

所在地： 埼玉県比企郡大里村(現熊谷市)青山152

所有者： 根岸友憲

建立年代：江戸時代後期(寛政年間頃)

往時の建物として現存する長屋門は、建物全体間口13間・奥行3間の規模で見掛り主材に樺材を多用し、入母屋屋根棧瓦葺・腰簷子下見板張り漆喰壁の様相にて、名主の威厳を保つに充分なる表構えを呈している。この建物の出入口芯は中央には無く、右手東側に1間寄った位置に偏心する。これにより、左手西部屋が東部屋の1.5倍の平面規模となるが、これは既設主屋玄関の軸線上に長屋門出入口芯を合わせ、左手に既に存在した土蔵際まで西部屋を近接させた建築計画によるものと考えられるが、土蔵と共に収蔵庫としての機能は高まったものと思われる。その後、天保6年(1835)に友山が甲源一刀流の免許を受け、そこを子弟剣術指南の振武所に改めている。中央出入口間口は3間で、柱間装置両開化粧板扉を本柱付肘壺金物で吊り、また、右端には同じく肘壺金物吊りの潜戸も付帯する。左手の西部屋は間口6間・奥行3間の規模で、内部は土間叩きのままである。現状は納屋として使用されているが、明治期には物産販売所として活用された経緯があり、正面南側腰高上に連なる出窓はその折の改修で付加されたものと

なる。また、北西に付帯する便所についても、昭和期に増築された後補である。背面北側の柱間内には一本引板戸が配されるが、これを収納することで下屋を挟んで続広庭と一帯の大空間とも成り得、恐らく振武所としての剣術指導はこの全体空間において行われたものと考えられる。一方、右手の東部屋は間口4間・奥行3間の規模で、内部はコンクリート土間と上床から成り、そこに間仕切りや押入が備わる。また、流し台設備や東側に増築する便所については、昭和期にここが臨時駐在所として活用された経緯によるもので、全て後世改修の設えとなる。更に正面南側の出窓についても西部屋同様に後補であることから、当初は土壁であり、また、床は土間叩きであったものと考えられる。

屋根裏は立ちが高く、東西部屋並びに中央間天井（屋根裏床板）が堅牢な梁・根太組で構成されていることや、桁行面要所に換気用の与力窓が配されていることなどから、この空間は当初より養蚕が行われていたと考えられる。小屋組は二重天秤梁形式の和小屋とし、折置組にて形成する。屋根は下屋と共に棧瓦葺とするが、屋根裏空間を狭隘としないための工夫として桔木は配さず、軒廻り固定は全て力垂木にて支持している。また、隅反りは地隅木と飛檐隅木を組合せて断面を増し、それを支持する。屋根瓦の後世葺替えを除けば、小屋組の著しい改変は確認されないことから創建当初の構造と考え、創建当初から屋根を棧瓦葺としていたと考えられる。

長屋門は天保12年（1841）の屋敷見取図にその姿が描かれることから、史実よりこれ以前の建立であることは明らかであるが、真宗寺院を担当した摂津窯や三州窯の瓦工が考案した棧瓦が関東で用いられ始めたのは少なくとも明和年間以降と考えられるため、現在の長屋門は酒造業を始めたとされる寛政年間（1789～1801）頃の建立ではないかと想定される。屋根を瓦とすることで断熱効果が高まり、養蚕に適した環境となる一方、敷地内の主屋を延焼から守る防火壁としての役割も併せ、担っていたものと思われる。なお、主屋は屋敷内では最も古い建物であったようで、青山に土着した慶長3年（1598）に隣村の古家を買取り、移築のうえ増築を重ねたものと伝えられる。このようなことから、主屋が他の建物と屋根の様相を違えていたことについては、建立年代の差によるものと判断される。

根岸家長屋門は北関東における当時の豪農の様相を知る遺構として重要であり、また、子弟の剣術教育の場ともなったことや、この地域にあって逸早く棧瓦葺を屋根に取り入れたことについては希少であり、江戸時代後期における豪農住居群を構成した一つとして、その歴史的価値は極めて高い。

第3項 主要寸法

本柱桁行寸法（両端柱間真々）	23, 634m
本柱梁間寸法（両端柱間真々）	5, 454m
背面下屋梁間寸法（両端柱間真々）	2, 121m
本屋軒の出寸法（軒桁真より茅負外下角まで）	1, 246m
軒高寸法（本柱礎石上端より茅負外下角まで）	4, 202m
棟高寸法（本柱礎石上端より棟頂まで）	7, 512m
延床面積（側柱間真々面積）	99. 15㎡
軒面積（茅負外下角内側面積・本屋及び下屋）	283. 74㎡
屋根面積（本屋屋根）	276. 75㎡
屋根面積（下屋屋根）	72. 01㎡

第4項 構造形式

- 概 要：長屋門、寄棟造、棧瓦葺
- 平 面：桁行一三間（西部屋六間・中央大扉口三間・東部屋四間）、梁間三間、北側背面 梁間一間通りに下屋柱礎石据（桁行西側三間間隔・桁行東側二間間隔）、西部屋間仕切無し、中央大戸口鏡柱に両開大扉吊・東端に片開潜戸付、東部屋間仕切無しにて土間・床組造作（押入付）。
- 基 礎：側廻土台下に凝灰岩切布石積、南側正面雨落安山岩自然石据、西部屋三和土叩 上に土間コン舗装、中央大戸口鏡柱礎石凝灰岩切石・土間は凝灰岩切布敷、東部屋北面三和土叩上に土間コン舗装仕上・南側三和土叩上に根太組のうえ床板張、北側下屋柱及び雨落凝灰岩切石据・軒下三和土叩、正背面雨落自然浸透溝は化粧砂利充填。
- 軸 部：柱方柱、東西部屋共四周布石上土台敷設のうえ一階管柱建、柱頭部に梁間渡し小屋床梁を天乗・胴差を桁行面に上乘、一階管柱内に地貫・腰貫・通貫・内法貫を渡し楔締、小屋床梁間に天井根太組、胴差上に二階（小屋裏）管柱建、柱頭部に軒桁、横架材間に腰貫・通貫・内法貫を渡し楔締、折置小屋梁を軒桁渡し柄差、鏡柱礎石建、鏡柱頭部桁行面に冠木天乗・梁間渡し小屋床梁を上乘・胴差を桁行面に上乘、大扉口蹴放、大扉口両脇地覆・楣渡し、南面簷子下見板張腰壁、東西面及び中央間両端縦羽目板張腰壁。
- 天 井：東部屋は竿縁天井、西部屋及び中央間は根太組天井。
- 小 屋 組：折置小屋梁上に中引梁を渡腮架渡し、折置小屋梁・中引梁上に束建、棟木及び第二・第三母屋は二重天秤梁にて支持、化粧隅木は飛檐隅木・地隅木を組合せ・野隅木載せ、化粧垂木（角）は垂木掛に全て柄差、垂木鼻に茅負・裏甲・瓦坐を四周に巡らす、化粧裏板羽重張、野垂木（角）上に野地板突付張。

妻 飾：水切・前包・狐格子にて壁組、破風板（眉決付）は挿棟木・挿母屋留、破風板上に登裏甲・瓦坐天乗、
虻羽化粧裏板羽重張。
屋 根：野地板上にアスファルトルーフィング二重重ね、縦棧・横棧下地に棧瓦空葺、大棟は大面熨斗・菊丸・割熨斗・
輪違・割熨斗・紐付雁振瓦積、大棟両端鳥衾・鱗付大棟鬼板据、降棟は大面熨斗・割熨斗・輪違・紐
付雁振瓦積、降棟鬼板据、隅棟は大面熨斗・割熨斗・輪違・紐付雁振瓦積、隅棟鬼板据。
柱間装置：東部屋及び西部屋共南面は一本引硝子障子窓、東部屋北面及び西面は腰高硝子引違戸、西部屋北面は一
本引板戸、西部屋東面は腰高硝子障子引違窓、中央間両開大戸、片開潜戸、南側壁面上部に与力窓。
下 屋：柱方柱、柱頭部に丸桁を天乗・梁間繫梁渡し、矩手中引梁上に束建・母屋を支持、化粧垂木（角）、垂
木鼻に茅負・裏甲・瓦坐、垂木尻は垂木掛留、化粧裏板羽重張、虻羽破風板留、野地板上にアスファルトルー
フィング二重重ね、縦棧・横棧下地に棧瓦空葺、両妻端部は風切瓦仕舞。

第3節 工事の概要

第1項 工事に至るまでの経過

長屋門の建立が推測通り寛政年間とすれば、既に 220 年前後の月日が経過しており、抜本的な修理が必要な時期となっていた。特に屋根の損傷は著しく、棟や軒廻りの破損によって内部への雨漏りが生じ、更に軒先を支える化粧隅木も折損する危険な状態にあった。これらの要因によって野地板を始め、小屋組を支える重要な中引梁までも腐朽が進行し始めていることが、ものづくり大学横山研究室の調査で判明したことから、建物所有者である第 17 代当主根岸友憲氏は、平成 21 年 7 月 30 日に熊谷市に対して、平成 21 年度指定文化財補助金交付申請書の提出を第 5 条の規定に則って行った。また、この申請の後、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団が行う平成 23 年度補助金助成申請についても、埼玉県教育委員会を通じて伺いを行ったが、共に予算承認をされ、平成 22 年度事業として文化財建造物保存修理事業が成されることになった。この修理工事経費については熊谷市が補助金上限額粗一杯の 490 万円（修理工事経費の 1/2 且つ 500 万円以内）を支出し、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団が 100 万円の助成を行うこととなったため、1450 万円の設計積算に対して所有者負担額は 870 万円の見込みとなった。

保存修理工事の設計監理並びに学術調査研究については、根岸友憲氏からの特命により、ものづくり大学横山研究室（横山晋一准教授）が担当することとなったが、横山晋一准教授は熊谷市文化財保護審議会委員（建築史）であり、また元々、文化財建造物修理技術者の経歴も持つことから、この修理事業に関しては無償で上記協力を行うこととなった。

ものづくり大学横山研究室では調査に基づき、修理方針を屋根全面と軒廻りを全面解体し、小屋組の腐朽部分においても取替を施す「半解体修理」とした。また、屋根荷重の軽減を図るために瓦下地として筋置く馴染み土施工は止め、野地板上に土を置かない空葺工法を採用すること等を盛り込んだ設計図書を取り纏めた。この設計図書並びに現場説明会資料が完成した後に、事業者である根岸友憲氏並びに熊谷市教育委員会と慎重なる協議を重ね、施工業者は埼玉県内における文化財建造物保存修理事業の実績がある 3 社を指名することにした。現場説明会は平成 22 年 4 月 6 日午前 11 時より現地にて執り行われたが、公正を期すため、熊谷市教育委員会文化財担当者もこれに同席をした。その後、見積質疑に対する共通回答を経て、平成 22 年 4 月 12 日（午前 10 時～11 時）、熊谷市江南文化財センターにおいて各社封緘した見積書提出（工程表を含む）がなされた。なお、指名した 1 社は見積提出を辞退されたことから、実質的には 2 社の競争見積となった。同日、事業者である根岸友憲氏と熊谷市教育委員会関係者、横山晋一准教授立ち会いのもとに見積書の開封がなされ、予定価格（設計積算額）1450 万円に対して 1260 万円（消費税額込み）の見積提出を行った株式会社町田工業が最低価格者であったことから、この施工業者を第一候補者とした。後日、株式会社町田工業見積担当者を熊谷市江南文化財センター会議室に招き、事業者・熊谷市教育委員会・横山晋一准教授の立ち会いのもとに、見積内容に対する質疑を中心としたネゴシエーションを行ったが、その内容が適正且つ低廉であったことが立ち会い者全員で確認されたことから、この施工業者を最終選定することで合意し、工事請負契約締結を、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に基づいて、平成 22 年 4 月 22 日に行った。

保存修理工事は平成 22 年 4 月 15 日に着手され、同年 8 月 31 日の完了を目指したが、解体調査によって明らかとなった外壁鼠漆喰壁の復原整備や、正面化粧柱破損部補修および建具関係の補修整備が追加変更となったことから、最終的に工事経費は 168 万円（消費税額込み）の増額となり、修理工事経費総額が 1428 万円（消費税額込み）となった。なお、これに伴って工期も延長され、最終的な建物竣工引き渡しは平成 22 年 11 月 25 日となった。

第2項 工事組織

根岸家第一七代当主根岸友憲氏の直轄工事とし、埼玉県並びに熊谷市が定める関係法規および国土交通大臣官房官庁営繕部監修建築工事特記仕様書（最新版）に準拠して修理工事施工を行った。

保存修理工事の設計監理並びに学術調査研究は、ものづくり大学横山研究室（横山晋一准教授）が担った。また、現場では週 1 回の定例打合せ会議を催し、現場施工の品質を文化庁が指導監督する国指定文化財建造物保存修理事業に倣った。

工事施工は株式会社町田工業が競争見積のうえ落札し、同社では現場代理人の他、主任技術者を定め、横山晋一准教授の指示のもとに半解体修理を実施した。

第3項 工事関係者

事業者

根岸家一七代当主 根岸 友憲 (埼玉県熊谷市青山152)

熊谷市

熊谷市教育委員会 (埼玉県熊谷市宮町2-47-1)

熊谷市立江南文化財センター (埼玉県熊谷市千代329)

教育長	野原 晃
教育次長	藤原 清
社会教育課長	斉木 千春
社会教育課文化財保護担当副参事	小林 英夫 (～平成23年3月)
社会教育課文化財保護・ 市史編さん担当副参事	根岸 敏彦 (平成23年4月～)
社会教育課副課長兼文化財保護係長	新井 端 (～平成23年3月)
社会教育課副課長兼文化財保護係長	森田 安彦 (平成23年4月～)
社会教育課文化財保護係主幹	吉野 健
主査	鯨井 敬浩 (～平成23年6月)
主査	杉浦 朗子 (平成23年4月～)
主査	松田 哲
主任	蔵持 俊輔
主事	山下 祐樹

設計監理・技術指導

学校法人ものづくり大学	横山研究室 (埼玉県行田市前谷333)
	准教授 横山 晋一 (工事監督・工事主任)
	研究室生 金子 豊 (平成20年度)
	研究室生 岡部 学 (平成22年度)

工事施工者

元請業者	株式会社 町田工業 (群馬県吾妻郡中之条町大字五反田3529-4)
	代表取締役 町田 茂
	現場代理人 大島 正巳
	棟 梁 本多 喜重 (文化財建造物木工主任技能者)
	大 工 塚田 福次郎
	同 嶋村 伸雄
	同 関 広光
	同 中沢 隆一
	同 武田 海見
	同 和田 雄

各専門業者

屋根工事	株式会社 西群窯業 (群馬県甘楽郡甘楽町福島1459)
	代表取締役 新井 勝夫
	取 締 役 新井 正人 (葺工)
左官工事	小松左官工業 (埼玉県所沢市山口1224-3)
	代 表 小松 七郎
樋工事	有限会社 里見板金鋳工業所 (群馬県前橋市文京町三丁目28-13)
	代表取締役 里見 晃
塗装工事	有限会社 エサキ看板塗装 (群馬県東吾妻町大字原町767-3)
	代表取締役 江崎 誠
電気工事	有限会社 吉田電設 (埼玉県比企郡吉見町大字中曾根308)

第4項 事業費内訳

1. 事業費負担区分

負担区分	負担金額	備考
1. 所有者負担額	8,380,000	
2. 熊谷市補助額 (22年度) 印刷製本費 (23年度)	4,900,000 252,000	
3. 文化財保護・芸術研究 助成財団補助額	1,000,000	修理工事補助
合計	14,532,000	消費税額含む

2. 修理工事経費 (平成22年度)

区分	工事項目	数量	金額	備考
修理工事経費			14,280,000	消費税5%を含む
仮設工事			559,320	
	(内訳)			
	外部足場	1式	356,400	単管・枠組み併用、簡易屋根付き
	左官用足場	1式	10,000	持ち送り・足場板他
	屋根養生シート	1式	51,000	ブルーシート
	周囲シート養生	1式	106,920	垂直養生 (防災メッシュシート)
	養生費	1式	5,000	
	整理清掃	1式	30,000	
解体工事			1,872,000	
	(内訳)			
	屋根瓦解体	1式	345,000	大棟
	〃	1式	133,000	降棟4箇所
	〃	1式	112,000	隅棟4箇所
	〃	1式	70,000	土居熨斗
	〃	1式	680,000	平部
	野地板解体	1式	272,000	全面解体
	野垂木解体	1式	80,000	部分的な解体
	軒廻り解体	1式	80,000	〃
	小屋組解体	1式	100,000	〃
木工事			4,351,303	
	(内訳)			
	補足木材	1式	484,485	化粧材
	〃	1式	487,818	野物材
	雑材料	1式	60,000	釘、金物他
	大工手間	1式	200,000	古材繕い
	〃	1式	234,000	新材加工 化粧材
	〃	1式	445,000	〃 野物材
	〃	1式	2,040,000	隅木取替え、野地復旧
	大工手元	1式	340,000	
	古色塗装	1式	60,000	新材箇所のみ
屋根工事			3,993,700	

	(内訳) 防水下地 瓦棧打ち 平葺き 大棟 降棟 隅棟 土居熨斗 副資材 副資材 補足瓦 荷揚げ費 既存瓦水洗い清掃	1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	102,000 187,000 1,292,000 586,500 189,000 154,000 112,000 25,000 187,500 969,800 128,900 60,000	アスファルトフイック 22kg 二重張り 軒先、箕甲、穴あけ共 面土漆喰仕上共 " " " ステンレス釘、銅線他 南蛮漆喰 平瓦他
左官工事			900,000	
	(内訳) 既存漆喰壁掻き落し 中塗り・斑直し 漆喰上塗り 撥水剤塗布	1式 1式 1式 1式	180,000 270,000 390,000 60,000	仕上げ壁の掻き落し 土壁塗り 灰墨漆喰塗り
雑工事	(内訳) 土壁取り合い補修 雨落ち溝掘・玉石敷 下屋蝮羽漆喰塗り 背面樋取替え 正面本柱矧木材 正面本柱雑材料 正面本柱大工手間 建具補修・窓台埋木 建具ガラス取替え 建具カーテンシート貼 正面庇塗装 板塀屋根塀壁	1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式 1式	606,500 30,000 50,000 20,000 10,000 30,000 1,500 100,000 120,000 25,000 120,000 50,000 50,000	樺材 釘、接着剤、古色塗り ウレタン樹脂塗料 AEP つや消し
共通費			1,317,177	
	(内訳) 共通仮設費 諸経費	1式 1式	163,070 1,154,107	
消費税			680,000	
	(内訳) 消費税及び地方消費税 額	1式	680,000	

第5項 工事実施工程表

着工 平成22年 4月15日

竣工 平成22年 11月25日

	平成22年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
仮設工事	[Progress bar from April to November]									100%
解体工事	[Progress bar from April to November]									80%
木工事	[Progress bar from May to July]									60%
屋根工事	[Progress bar from May to October]									40%
左官工事	[Progress bar in September]									20%
雑工事	[Progress bar from October to November]									0%

第2章 施工

第1節 概要

修理方針：半解体修理を実施した。長屋門上屋屋根・野地・軒廻り及び小屋組腐朽部分の解体を施し、背面下屋屋根・野地・軒廻りの解体も行った。また、長屋門東西両翼に張り出した後補増設の便所においても解体撤去を実施した。解体を行った範囲に関しては詳細な調査を行い、当初の形式技法・後年の修理内容を明らかとして、可能な範囲を旧形式に復した。組立にあたっては旧部材を可能な限り再用し、補足材は構造に影響しない限り当初の形式技法に倣った。

工期：平成22年4月19日～平成22年11月25日

工期は概ね6ヶ月間を要し、解体調査によって変更が必要となった事項に対する追加変更契約を途中2回締結を行い、自主検査・設計検査・官庁検査を経て、平成22年11月25日を持って全事業が完了した。

第2節 工事事務

工事組織：根岸家一七代当主根岸友憲氏が行う直轄工事とし、熊谷市及び公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団の補助金を受けて修理工事が実施された。なお、補助金出納の適正化を図るため、熊谷市江南文化財センターが事務的対応並びに会計処理を行った。工事の設計監理並びに学術的調査研究については、ものづくり大学横山研究室（横山晋一准教授・以下監督員）が行い、また、工事は文化財建造物保存修理工事実績のある施工業者を選定し、請負工事にて施工した。

着工準備：敷地内に予め工事区域を設定し、工事に必要な諸項目の規定を定め、施工会社より施工計画書（実施工程表添付）を提出させ、修理工事に不備なきを確認したうえで、着工の準備を進めた。

記録作成：

1) 調書

破損調書・痕跡調書・工法調書及び各部の仕様調書等、修理工事に必要とされる調書の作成を行った。

2) 図面

竣工図8枚・修理前図7枚の合計15枚を、CADにて作成した。図面データはCDRにコピーのうえ、事業者である根岸友憲氏と熊谷市教育委員会に提出をした。なお、著作権はものづくり大学横山研究室に帰属する。

3) 記録写真

竣工写真は4×5版にて撮影し、その他工事中写真等についてはデジタルカメラを用いて撮影した。

工程報告：工事の進捗状況については、着工時に定めた書式によって工程週報を作成し、また、工事出来高を報告するための月間工事報告書も作成し、設計監理者の確認を受け、事業者・熊谷市教育委員会に提出した。

現状変更：調査の結果、創建当初の姿とその後の改変された変遷が概ね明らかとなったが、協議の結果、後補となる東西面の増設便所の撤去と壁を鼠漆喰に整備することのみに留め、その他は、復原は行わないこととなった。このため、現状変更許可申請は行わず、軽微な変更手続きに留めるものとした。

計画変更：調査の結果、現状変更・仕様変更および破損部材の取替範囲が変更となったため、施工業者にて追加変更見積書を提出させ、内容精査のうえ適正であることを確認し、追加変更契約を締結した。なお、追加変更は左官工事関係と建具・外構関係に別け、それぞれの契約締結を図った。

修理工事報告書：工事完成引き渡し後、工事概要・各種調査結果を編集し、諸記録を併載した修理工事報告書300部を刊行した。また、文化財保護の普及を進め、親しみやすいものとするために、表現は可能な限り平易にするように心掛けた。

工事竣工：修理工事完成に伴って施工業者は自主検査を行い、不備箇所を点検整備のうえ、監督員及び事業主検査を実施した。なお、指摘箇所の補修後に監督員の再検査を実施し、事業主に報告承認を受け後、修理工事を完了させた。その後、工事竣工引き渡しの際に、施工業者から竣工届を含む引き渡し書類一式が提出された。

第3節 工事実施仕様

第1項 通則

総則：この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項または疑義が生じた場合はすべて監督員にその旨を伝え、判断された修理方針に添って施工業者は施工計画をたて、それに基づき停滞なきようこれを実施した。

材料検収：一切の材料については監督員の立ち会いのもとに検査を行い、合格した材料のみを使用した。

施工図：現場では施工図・矩計図を設定し、また、屋根組等の納まりの複雑な箇所については、原寸図を作成したうえで施工した。

材料保管：検収で合格となった材料はすべて良好な状態で保管し、湿気・盗難・火災に対して十分なる対策を講じて、材料の保管を行った。

第2項 共通仮設工事

- (1) 仮設物 監督員詰所および休憩所は設置せず、長屋門東部屋を利用した。また、便所に関しては近接墓地内にある既存施設を利用した。共に施設使用料・光熱水費は発生しないが、清掃は請負者の範疇にて適切に行った。材料倉庫、便所等工事に必要な仮設建築物は監督員と協議の上、関係法規に従って使用目的に適した構造とした。なお、仮設足場正面には工事名称、発注者等の看板表示を行った。仮設物の配置、使用する機械器具の容量および数量、重要な仮設の実行計画は、予め図面を作成して監督員の承認を得て決定した。計画を変更する場合も同様とした。
 - ① 工所用道路 工所用の搬出入経路に関しては、一般動線と交差するため、安全対策を十分に図り通行を行った。
 - ② 仮囲い 必要箇所に設置し、安全管理に努めた。
- (2) 諸設備 工事中に使用する給水・排水・電力設備は、事業者より無償支給された。喫煙に関しては建物外の指定場所を定めて行った。
- (3) 障害物の処理 工地上、撤去・移設を要する軽微なものは本工事の範囲とした。
- (4) 養生 搬入材料および既成工事の部分には、毀損または汚染の恐れのないよう適宜十分な養生を施し、工事中完全であるよう常に点検し保全に努めた。
- (5) 仮設物撤去 工事完成後はすみやかに一切の工所用仮設物を取り除き、撤去跡片付および付近の整地、清掃などを行った。
- (6) 後片付及び復旧 完成検査前に工事場内外の後片付および清掃を行った。
- (7) 安全対策 足場工事の建て方の他、各工事の資材搬出入時においては、必要に応じ交通誘導員を配置し施工した。
- (8) 災害防止 法規上必要な危害防止および衛生上のことに関しては適当な施設を設け、かつ防火対策を講じ行った。また、防塵、防音に対しても十分な対策および処置を講じ施工した。

第3項 直接仮設工事

- (1) 敷地測量 修理着手時に、敷地の高低、形状などを示す現状測量を指示に従い行った。
- (2) 仮設計画 仮設物の配置、使用機械器具の容量及び数量、本体仮設足場等の重要な仮設実行計画は、予め図面を作成して監督員の承認を得て決定した。
- (3) 仮設材料 仮設物に使用する材料は、特に指定のある場合を除き、使用上さしつかえない程度の古材も使用し施工した。
- (4) 縄張・遣形 本体仮設足場の位置に縄張・遣形を取り、工事中全ての基幹基準寸法として定めた。
- (5) 仮設物 本体仮設足場は枠組足場及び単管足場併用にて建設し、幅員は 1800 mm以上とした。足場には簡易な屋根(単管組、ブルーシート張り屋根)を設置した。また、仮設足場周囲には飛散防止用の養生シートを巡らし、各要所に控えの筋違等を設けて十分な補強対策を講じた。また、正面左側、長屋門前の通路をネットフェンスで囲み、材料等の置き場とした。
 - ① 仮囲い 安全対策上必要と判断された箇所に適宜行った。
 - ② 工所用道路 本工事では一般動線用の道路と併用のため、工事影響によって陥没が無いように請負者が事前確認を行い、仮設計を立て監督員に提案し作業を行った。
 - ③ シート養生 施工終了箇所は必要に応じ、全面にシート等を敷詰めて養生を施した。

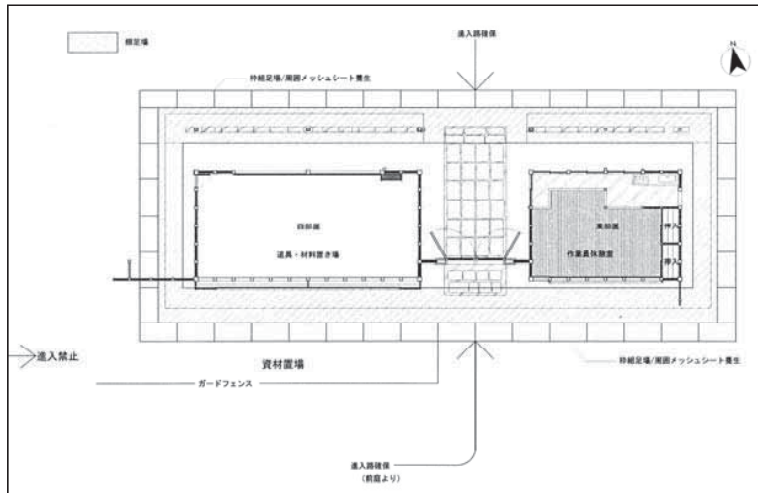


図1 素屋根足場平面図

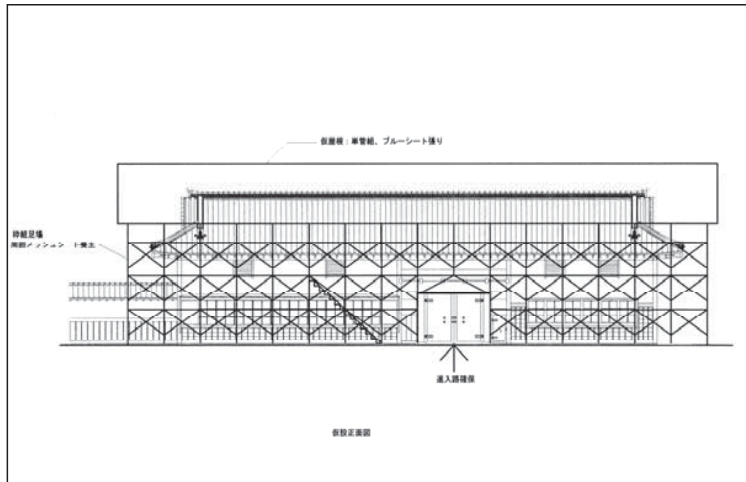


図2 素屋根足場正面図

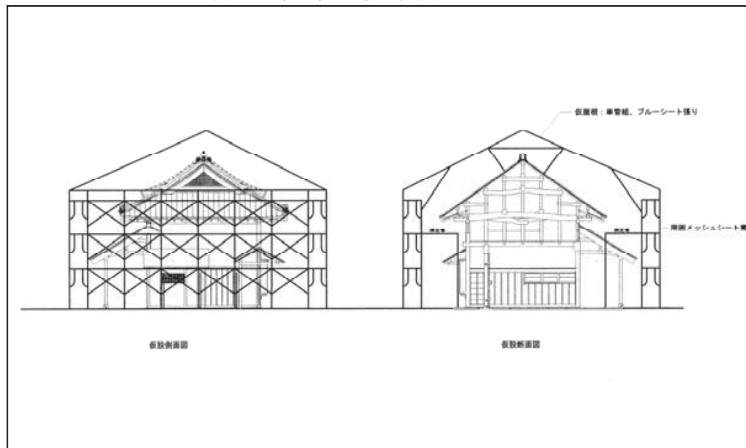


図3 素屋根足場側面図

(6) 諸設備 工事に使用する給水、排水、電力設備は、事業者より無償支給された。

①工事用水：宅内既存の設備を使用した。 ②工事用電力：宅内既存の設備を使用した。

③下水道使用：宅内既存の設備を使用した。

(7) 障害物の処理 工事上、撤去・移設が必要な軽微なものは、本工事の範囲とし行った。

(8) 養生 搬入材料および既成工事の部分には、毀損または汚染の恐れのないよう適宜十分な養生を施し、工事中完全であるよう、常に点検し保全に努めた。

(9) 仮設物撤去 工事完成後はすみやかに一切の工事用仮設物を取り除き、撤去後片付けおよび付近の整地、清掃等を行った。

(10) 災害防止 法規上必要な危害防止および衛生上のことに関しては適当な施設を設け、かつ防火対策を講じた。また、防塵、防音に対しても十分な対策および処置を講じ施工した。

第4項 解体工事

- (1) **解体範囲** 隅木の腐朽が著しい南東部側・北西側の隅木を取替えるため、屋根瓦・野地全面・軒廻りを解体撤去し、また、妻側入母屋・野垂木等も適宜解体を行った。
- (2) **準備** 解体工事前には必ず必要な諸調査（各種実測・型取り・写真撮影等）を行い、監督員の確認を得て解体作業に着手した。
- (3) **養生** 解体材の運搬に際して破損の生じ易い部材は、布・紙・合成綿・コモまたは添板等により、万全な養生を施し行った。なお、採用瓦については水洗い清掃等で、後補シール材も可能な限り除去した。
- (4) **運搬及び整理** 解体した部材は、再用・繕い・取替え予定等に区分し、同材種ごとに整理して損傷のないように養生を施し、保存小屋等で適切な整理格納保管を行った。この際に汚損等が生じないように、取扱いも含めて万全な対応を図り行った。その他、解体材で廃材処分となる部材等については、監督員の確認を得て、諸法令に準拠した形で適正処分を行った。
- (5) **その他** 解体に際し、各部材は可能な限り丁寧に取扱い、解体作業中に破損や板材の割れ等が生じない様、万全な対策を講じ施工した。

第5項 木工事

- (1) **計画** 建物本体の腐朽・折損する南東・北西側の隅木を取替え、その他腐朽部材の補修を施した。また、野地板は全面取替えを施し、野垂木や軒廻りについても腐朽部材を取替えた。各面とも軒先に不陸が無き様に補正を行い、下屋についても同様、野地板を全面取替え、垂木・軒廻りは腐朽部材を取替え、軒先に不陸が無き様に補正した。各部の納まりや継手・仕口については基本的に在来通りとしたが、納まりの問題で変更が余儀なくされる箇所については、現寸図や模型により検討の上、監督員と協議して施工方針を定め決定した。取替え材種においても、在来通りとした。木工事に従事する主任技能者については、文化財建造物木工主任技能者を従事させた。
- (2) **材料**
 - A) **再用材** 当初材の再用については、将来の建物保存に支障のない限り、文化財建造物たる水準を確保するため、努めて再用することを基本原則とした。
 - B) **取替材** 腐朽・破損の著しいもの、あるいは現状変更の事由によって取替えまたは新補する材にあつては、原則として旧来と同材種により、旧形・旧工法を踏襲したものを採用した。なお、取替材についてはすべて国産の乾燥材とし、乾割れ、朽節、死節、歪曲、腐れ、あて、樹脂滲出等の欠点のないものとした。特に化粧材のうち板類については事前によく乾燥させた赤身の材を使用し、栗材については特に乾燥した材料とした。材料の寸法は内訳書及び既存材に倣った。
 - イ) **化粧材** 檜・杉・桧・松 上小節挽立材（赤味勝）口 野物材 杉・松・松 小節挽立材（赤味勝）
- (3) **工法** 加工・組立にあたっては、継手、組手、仕口および表面加工等はすべて復元年代の手法を基本に在来の伝統的工法を踏襲することを原則とした。また、監督員が必要と認めた箇所には、適宜補強を施した。本工事で使用する主な継手、仕口は以下を標準とし、化粧材においては隠し継ぎを原則とする。込栓には堅木（檜等）を使用した。その他詳細は監督員との協議により決定した。化粧材一般の仕上は台鉋を使用して行った。見え隠れ部分の釘、金物類はJIS規格品を用いた。
- (4) **繕い** 不要な穴及び仕口の見え掛り部、腐朽部等は埋木・矧木等により繕いを行った。接着剤は合成樹脂を用い、構造的強度を要する箇所はエポキシ系とした。また、水濡れのしない場所の埋木・矧木は木工用ボンドを用いた。
- (5) **新材加工** 継手・仕口・表面加工・曲線等は、全て在来の部材に倣って加工した。
- (6) **古色塗り** 取替えまたは新規補足の化粧材には、キシラデコール等を用いて周囲の色調と調和するように古色塗りを施した。
- (7) **防腐処理** 取替材を中心にキシラモンTRクリアー同等品を、1㎡当り200ml以上と定めて、適切な防腐処理を施した。

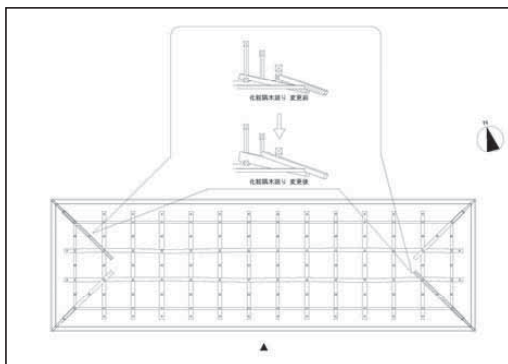


図4 化粧隅木取替範囲図

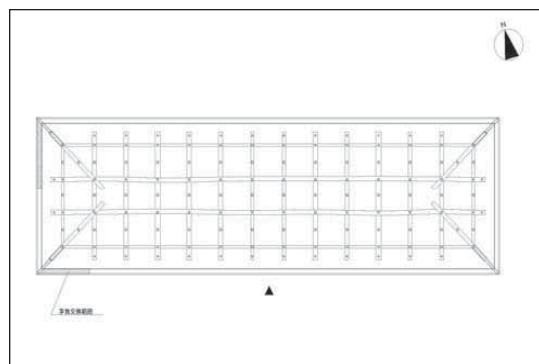


図5 茅負取替範囲図

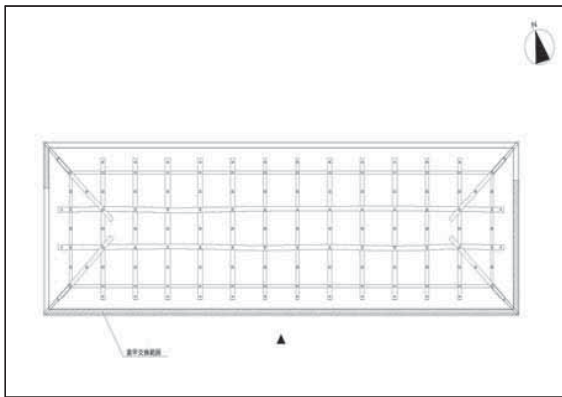


図6 裏甲取替範囲図

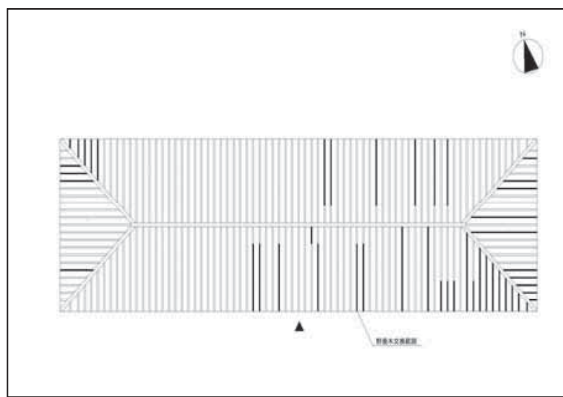


図7 野垂木取替範囲図

第6項 屋根工事

- (1) **計画** 屋根は解体前に諸調査（形状・寸法・葺方等）を行い、写真撮影を行った。屋根瓦は本屋及び下屋について一旦全て解体を行い、屋根下地の改修・既存瓦の選別並びに水洗い清掃・破損瓦の取替えを実施した。なお、補足瓦の制作に関しては原則現状に倣うものとしたが、詳細は制作図にて監督員の承認を得た。なお、今回の瓦葺に関しては屋根荷重の軽減を図ることから空葺施工としたが、軒廻り・平葺・棟廻り等の施工方法に関しては、予め施工計画書により、監督員の承認を得た。なお、既存瓦解体については破損が生じない様丁寧に行うものとしたが、後補施工であるジョイントシールは先に適切に全てを切り離したうえで、瓦の解体撤去作業を行った。
- (2) **補足瓦制作** 補足瓦に関しては既存瓦の形状に倣った型を制作し、特注品として補足瓦制作を行った。瓦製造場所に関しては、三州瓦と同等焼成を持つ瓦とした。
- (3) **下地** 屋根下地となる全面取替えの野地板（厚 18 mm）上に、アスファルトルーフィング（旧 22kg 品）を張り上げ、上下は 100 mm 以上の、左右は 200 mm 以上の重ね合せとした。空葺とするため、瓦棧（15×45 mm・桧）をその上に納まり良く SUS スクリュー釘で留めた。本屋・下屋とも同一の施工仕様とした。
- (4) **棧瓦葺** 瓦は空葺とし、棧瓦は瓦棧に 1 枚 1 枚 SUS 釘にて固定をしていくものとした。このため、既存再用瓦は全ての瓦尻に釘穴を開けるものとした。その際、瓦に破損が生じないように養生を施し施工した。施工に当たり、入母屋部分や隅部等の納まりにあっては適度な高さ調整を行うものとしたが、南蛮漆喰等を用いて馴染み良く不陸調整を行い、屋根軒先の反り、或いは棟反りにおいて格好良く納めた。棟積みに関しては解体工事前に実測調査を行い、現状の積方を踏襲するものとした。詳細は原寸図を引き、監督員の承認を得た。
- (5) **清掃** 屋根工事完了後、屋根に汚損が無いことを確認し、汚損箇所は仮設足場撤去前に清掃を施した。

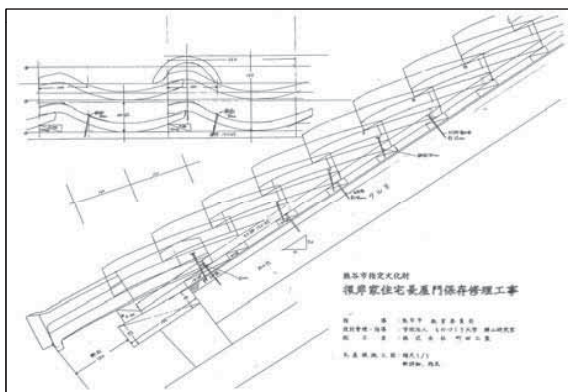


図8 軒廻り瓦納まり図

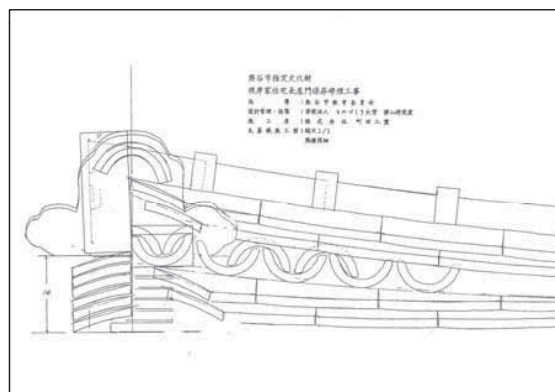


図9 隅棟瓦納まり図

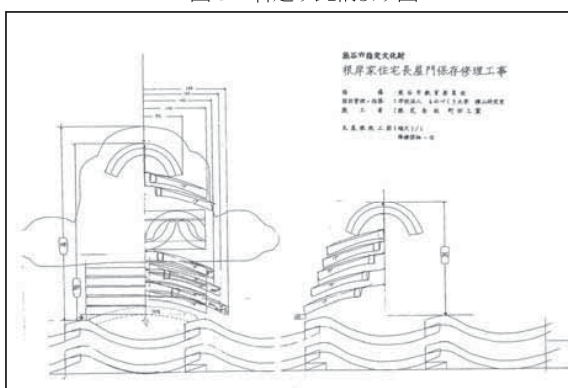


図10 降棟瓦納まり図①

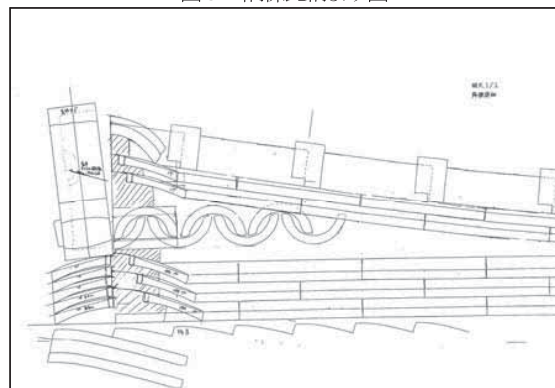


図11 降棟瓦納まり図②

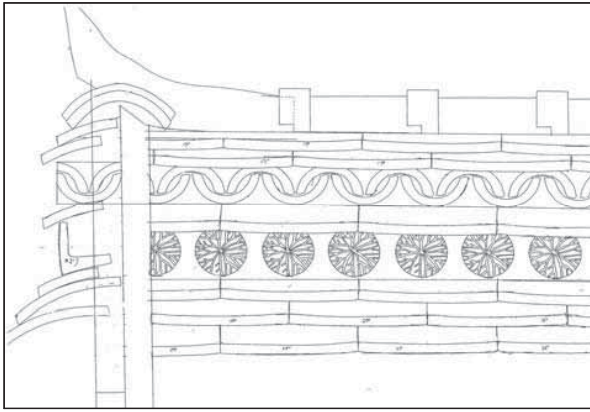


図12 大棟瓦納まり図①

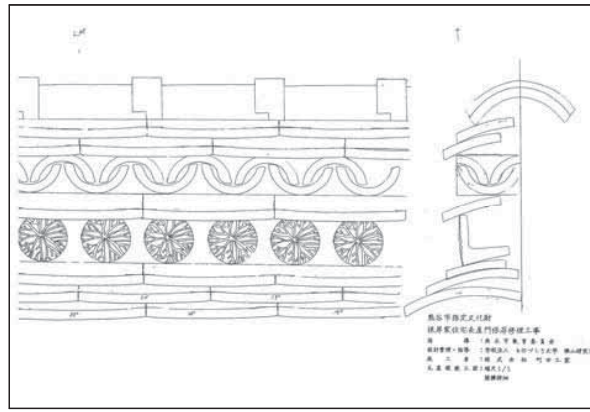


図13 大棟瓦納まり図②

第7項 左官工事

- (1) **漆喰掻き落とし** 調査によって既存の白漆喰が後補であることが確認されたため、周囲木部の適切な養生を施した上で、漆喰と中塗土の掻き落としを施した。なお、撤去した漆喰と中塗土は分別し、漆喰のみ適切な処分を施した。また、中塗土については斑直し再利用できるよう、養生を施した。
- (2) **斑直し** 解体によって凹凸が生じた壁面補正を施すため、掻き落としした中塗土及び新規購入の荒壁土を用いて付け直し、表面が平滑になるように仕上げた。
- (3) **中塗り** 斑直し乾燥後、改めて中塗土を全体的に塗り付け、漆喰下地として平滑になるように仕上げた。
材料 イ) 荒木田土 2分篩いを通したもの 10 ロ) 川砂 1分篩いを通したもの 10
ハ) 中塗り苧 7分切り 1.5
- (4) **上塗り** 上塗りは痕跡に基づき、鼠漆喰塗り仕上げとした。塗りは金鍍仕上げ 2回塗りとし、最初の工程では塗厚を2mmとして前工程で行った中塗りの微妙な不陸調整をした。そしてその水引加減を見計らい、2回目の仕上げを塗厚1mm程度として一方向に定めて押さえ、仕上げを行った。また、割れ防止のために不要な水分を表面に残さない様、表層確認も併せて行った。なお、この色合いについては見本を数点作成し、経年劣化による脱色も見込んだうえで色を決定した。最終仕上げとして、十分に乾燥した鼠漆喰表面にハイドロサームHSを塗布し、横降りの雨に打たれても鼠漆喰が雨垂れしない様に対処した。
材料 イ) 石灰 20kg ロ) 貝灰 10kg ハ) 木麻切り 800g ニ) 角又 850g ホ) 灰墨 8袋
ヘ) 石粉 2ℓ ト) 壁油 0.5ℓ

第8項 雑工事

- (1) **取り合い補修** 化粧隅木取替え工事並びに屋根工事に際して、その取り合い部を一旦解体し、組立仕上げにおいて現況に復した。
- (2) **樋関係** 今回工事では本屋・下屋の軒先に取り付く後補軒樋関係を全て撤去し、屋根工事完了後に本屋背面中央通路分のみステンレス製箱樋(茶色、118×108×厚0.4)を渡した。また、その両端にはステンレス製円形縦樋(茶色、φ75×厚0.4)を取り付け、雨水を下屋屋根に落とす形態を取った。
- (3) **雨落ち** 正面・背面・側面の唐草瓦先端に位置する雨落ちにトレンチを行い、幅0.5m×深0.5mの溝を設けて、雨水が自然浸透するようにした。なお、溝には碎石(ピリ石)を敷設し、溝周囲を半割した孟宗竹にて囲んだ。
- (4) **下屋螻羽** 下屋螻羽水切が漆喰仕上げとなっていたが、螻羽瓦を使用してこれを納めた。
- (5) **建具補修** 明治期の改修で設置された、南面出窓の腐朽が著しい窓枠や建具棧等の取替補修、また、縦格子孔の塞ぎ補修を行い、古色塗り塗装を施して違和感無きように整備した。この他、破損ガラスおよび透明ガラスを全て曇りガラスに取替を行い、踏襲を図った。一方、西部屋北側一本引きの板戸破損が著しいものは補修を行い、締め直しのうえ再用を図った。

第3章 調査事項

第1節 修理前破損状況

概要

長屋門は経年による屋根破損が著しく、特に正面向かって右手となる南東隅の化粧地隅木・化粧飛檐隅木は折損しており、屋根隅棟を中心とした瓦の納まりにも不陸が生じていた。また、同様に背面側の北西隅も隅木が破損しており、屋根隅棟そのものが脱落している状況であった。また、平部においても瓦がずれ落ちている箇所が多く見受けられ、それらが小屋裏への雨漏りの要因となっていた。また、正面中央間の鏡柱等にも、化粧構造材にも腐朽箇所が認められた。なお、各部の詳細な破損状況は以下の通りとなる。

基礎

根岸家が所在する青山は比企丘陵の高台に位置し、地層が洪積層にて構成されるため、比較的堅固な地盤となる。このため、現状では基礎廻りに著しい不陸は認められなかった。また、中央大扉口間に敷設される敷石及び目地においても、通行支障となる部位はない。先の東日本大震災ではこの周辺も可成大きな揺れに見舞われたが、長屋門基礎に損傷は生じていない。

軸部

中央大扉口廻り化粧材は檜材が主材として用いられ、また、東西部屋の化粧材は杉材が主材として用いられている。中央間正面向かって左手鏡柱の一部に腐朽箇所があったが、腐れは芯までは到達していなかった。また、西部屋西面の土台にも腐朽箇所が確認されたが、後補西側増設便所から水が廻ったことによる腐朽であり、蟻害による腐朽ではないことが確認された。その他、軸部においては経年劣化による部材の割れ破損は各所に見受けられたが、それらを解体して大掛かりな取り替え補修を企てるほどではなかった。

天井

中央間及び東西部屋共全て根太組天井となるが、部材の割れ破損は一部に見受けられるものの、直ちに補修を要する部位は確認されなかった。なお、小屋裏床板ともなる天井板は突付納まりであり、部材乾燥にてその間に隙間が生じているため、塵が落ちないための後補作業である目張り施工が成されている。

小屋組

東南隅に配される化粧地隅木と飛檐隅木が屋根荷重の影響で折損し、隅棟中心とした屋根瓦の納まりに隙間が生じていた。また、軒の隅反りも著しい不陸が生じており、その廻りの構成部材が落下する危険性さえも秘めていたことから、鉄骨角パイプを差し込んで頬杖補強を修理前まで行っていた。また、同様に北西隅も東南隅ほど著しくはなかったが小屋裏内で部材が折損しており、屋根及び軒廻りに不陸が生じていた。これらの不陸に伴って小屋裏内には雨漏りが生じており、また、野地板も現状は小間返張りとなっていたことから、屋根瓦のズレ破損に伴って各所で漏水痕が確認された。更にもその影響を受け、小屋組構造材となる中引梁が部分的に腐朽している箇所も確認された。軒先廻りに関しては化粧隅木の破損影響を受け、茅負・裏甲が四周ともに大きな不陸を生じさせ、軒唐草瓦の納まりまでも影響を及ぼしていた。一方、妻飾りとなる入母屋破風については、東面の登裏甲に腐朽があった程度で、東西面とも水切・前包・狐格子を含め、著しい破損箇所は見受けられなかった。その他、後補材となる塩ビ製軒樋関係については破損が著しく、適切な雨水排水勾配が取れないほどうねりが著しい状況にあった。



東南隅 化粧隅木折損に伴う鉄骨角パイプ補強



東南隅 小屋裏野地板廻り破損状況

屋根

屋根瓦は棧瓦葺となり、割れ破損によって取り替えられたものを除けば、創建当初のオリジナル瓦と考えられる。しかし、瓦葺施工法が古来から行われている馴染土を筋置き、そこに棧瓦を葺き上げていく工法であり、瓦と野地板とを数枚おきに銅釘等を用いて緊結する手立てが加えられていなかったため、長年の経年劣化で各所にズレ破損が生じていた。また、昭和 50 年代に入って施したとされる、屋根棧瓦の納まり周囲に弾性系シールを充填する施工が行われていたが、20 年以上経過した現状であって各所でこれが破断し、また、それが硬化して燻し瓦表面皮膜までもを引っ張り、元々焼成温度が低い瓦の脆弱化を進行させる要因にもなっていた。なお、大棟積の下地材となる南蛮漆喰から雑草が生える箇所も見受けられたため、瓦破損によって棟内部に雨水が流入していることは明白である。

その他、隅棟は化粧隅木が折損する箇所においては、脱落する等の破損が著しい。更に軒廻りは下地となる茅負・裏甲の大きな不陸に伴って軒唐草瓦もうねるように暴れており、落下の危険性さえあった。屋根は 1 坪当たり 120 枚の瓦が載っており、下地の葺土も含めるとその重量は凡そ 145 kg/m²となり、屋根全体では 55 t 前後の荷重となっていたことが判った。



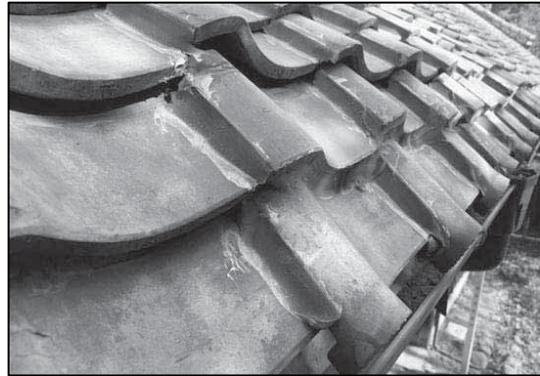
屋根破損状況 1



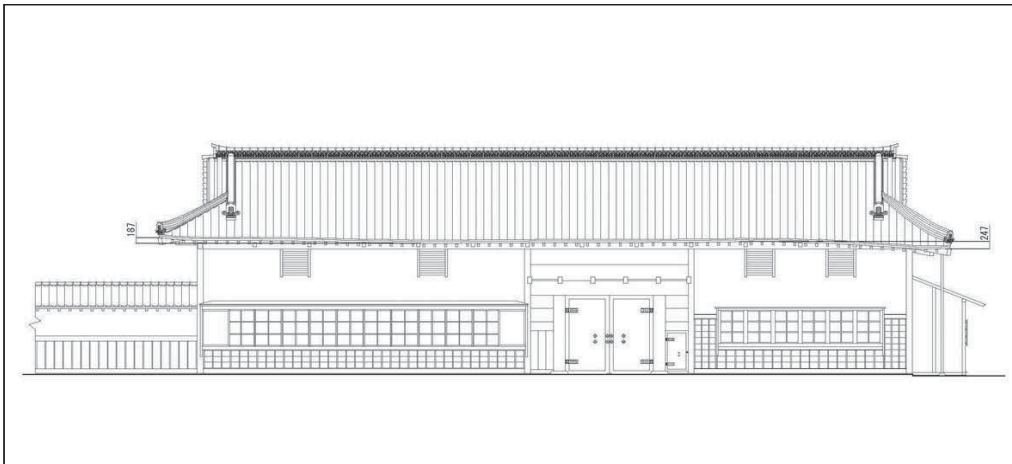
屋根破損状況 2



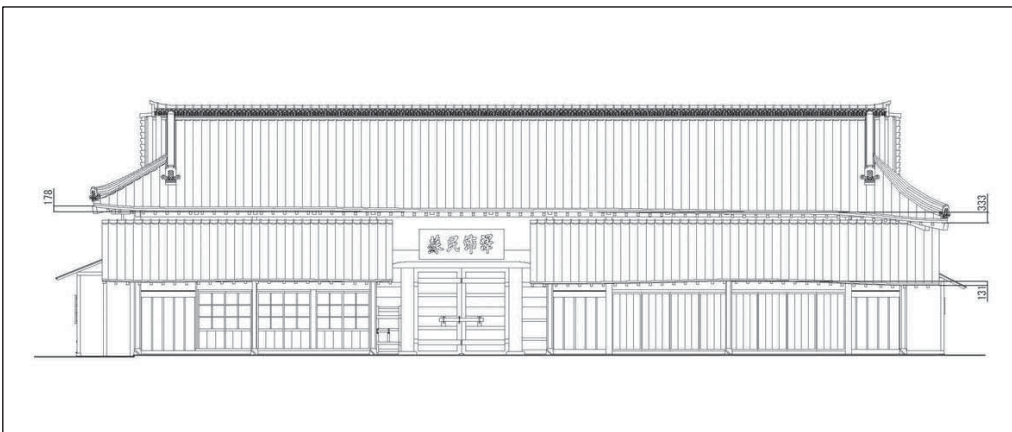
屋根破損状況 3



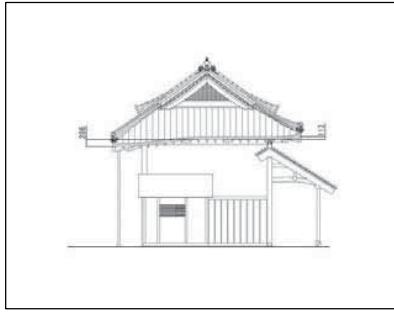
屋根破損状況 4



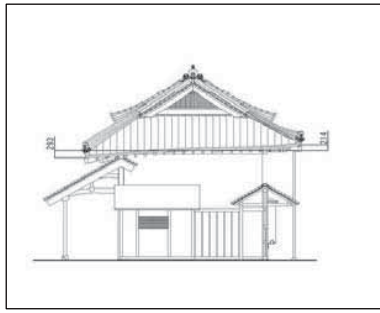
南側正面 屋根現状破損図



北側背面 屋根現状破損図



東側側面 屋根現状破損図



西側側面 屋根現状破損図



北側西部屋前 下屋破損状況

壁・柱間装置

南面一本引硝子障子窓は明治に増設された後補であるが、元々漆喰壁であった面に無理矢理開口を造った経緯で雨仕舞に難があり、経年劣化によって敷・鴨居及び戸袋、手先妻板が腐朽していた。更には硝子障子框や棧にも折損や腐朽箇所が見受けられ、硝子破損箇所もあった。なお、この一本引硝子障子窓は戦後は使われていなかったためか、建付が曲がる等して固まっており、開閉は殆ど出来ない状態であった。一方、西部屋北面は一本引板戸となるが、敷居に不陸があり、また、板戸自体も破損箇所があり、更には戸車も摩耗破損していることから、開閉がしづらい状況にあった。西部屋に対面する東部屋は倉庫として近年活用されていたためか、北・西面に位置する腰高硝子引違戸は比較的良好に開閉が出来る状況であったが、建具そのものに若干の歪みがあり、締め直しが必要であった。

壁は背面中央間梁上に創建当初の鼠漆喰が残存していたが、表面汚損はしているもののオリジナル壁そのものに損傷は見受けられなかった。その他の壁は後世の改修で手が加えられた一般的な白漆喰壁となるが、各所で割れ等の破損箇所が見受けられ、部分的に表層が脱落している箇所もあった。

下 屋

本屋屋根同様に屋根破損が著しく、軒廻りに大きなうねりがあって不陸が著しい。軒桁・化粧垂木及び軒廻りの腐朽破損が起因したものと考えられるが、塩ビ製軒樋関係もそれに追従して不陸し、樋の役目を果たしていなかった。

第2節 形式および技法

平 面

建築計画寸法は柱間一間（1,818 mm）を基準とした数値を基幹寸法とし、柱間芯々による寸法は平側が一三間（23,634 mm）・妻側が三間（5,454 mm）の規模範囲が長屋門主体の創建当初の駆体となる。また、背面北側梁間方向に張り出す下屋柱と本屋北側柱間芯々寸法も端数となることなく、七尺（2,121 mm）の整数値となる。これにより、この長屋門の建築計画は柱間総長を完数にて計画したものと考えられる。また、平面計画を枝割で考察してみると、各面とも一間が5枝にて配されており、1枝寸法は一尺二寸（363.5 mm）となる。

以上の結果を踏まえた当初の平面計画を推察すると、この長屋門は完数と枝割を主たる根拠に設計が成されていると考えられ、この構造体に適した数値が平面計画寸法として採用されたのであろう。なお、中央間がシンメトリーになっておらず、正面向かって左手の西部屋が桁行面に六間、右手の東部屋が桁行面に四間と二間の差が生じている。これはそれぞれの部屋の使い勝手に伴う平面計画上によるものと考えられるが、長屋門の奥手に位置した主屋玄関との配置計画との兼ね合いもあったのではないかと想定される。

基 礎

建物土台には凝灰岩切石を巡らし、その上に土台を組んで長屋門の軸組が構成されている。今回の修理は野地と小屋組の一部を補修する半解体修理であったことから、基礎廻りのトレンチ調査は行っていないために詳細は詳らかではないが、青山は比企丘陵の高台に位置する地域で地盤も洪積層で形成されている。このため、堅固な地盤に建物の長期荷重が永年積載されることで更に地盤も引き締まり、基礎石の著しい不陸は殆ど見受けられない。また、中央大扉口間に敷設される敷石は長屋門建立後に補足された後補材と考えられるが、この面も事業がしっかりとしているためか、目立った著しい不陸はない。

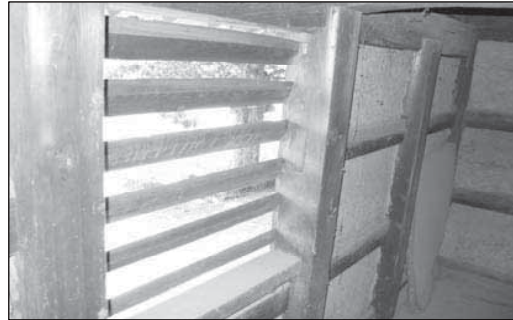
軸 部

この長屋門建立意図は、第一に躍進的な発展を遂げる根岸家の名主としての威厳を示すことであり、第二に屋根を不燃材の棧瓦とすることで敷地内の茅葺主屋を類焼から防ぐことであった。そして第三に長屋門の有効活用となるが、

1階の東西部屋それぞれが倉庫（蔵）の用途であり、また、小屋裏は養蚕部屋として当初から建築計画が成されていたものと考えられる。長屋門そのものは先述の通り、防火壁としての役割も担っていたことから建物の立ちも高く、屋根勾配も瓦葺であるために7寸勾配となり、小屋裏は比較的広い空間構成となっている。更に軒先の垂下を防ぐための工法として桔木を一般的には多く用いるが、この建物においてはそれが一切用いられておらず、化粧垂木尻を垂木掛に全て柄指す力垂木の工法が採用されていた。この工法であれば、軒桁から内側の小屋裏空間には斜材で配される桔木尻のように飛び出すことも無く、その空間活用の制限は少ない。このため、養蚕にも適した部屋となっており、また、南側正面には与力窓が東西小屋裏壁位置にそれぞれに2箇所ずつ配されており、通風も配慮した建築計画となっている。



化粧垂木尻 垂木掛に柄差し固定状況



小屋裏通風用の与力窓（小屋裏より）

軒廻り

化粧垂木は一軒で鼻反りは無く、両端側柱内の柱間（六尺）を5枝割りにて均等に割り付けている。垂木1枝の間隔は疎垂木として配されるが、その先端に配される茅負は軒桁芯からその外下角までの出を四尺一寸(1,242mm)とし、茅負前面の投げ勾配が6.4寸勾配となる。なお、軒の出を支える化粧垂木は出桁にその中央部を乗せる工法となるが、長屋門壁面と並行に巡る出桁も一間毎に壁面矩手に配される折置小屋梁先端部（腕木化粧加工）に大入れ天乗せとなっている。なお、茅負前面には眉決は無く、断面の反り増しもない。布裏甲は茅負に天乗せ釘留め固定となり、軒反りに関しては両端側柱芯より反り上がる隅反りにて軒廻りが形成されている。

小屋組・屋根

小屋組は梁間方向一間毎に配する折置小屋梁上に、矩手に配した中引梁二本を三ツ割で配して小屋組土台とし、その上部に小屋束を三尺間隔で立てている。また、中間部の第一母屋並びに第二母屋は二重天秤梁で受け、屋根荷重を下部の梁及び柱に伝搬する堅牢な小屋組構造となっている。本屋屋根の引通し勾配は七寸勾配であり、小屋組の著しい改変箇所は見受けられないことから、創建当初より屋根を瓦葺前提にて計画していたことが明らかである。野地板は野垂木矩手に小間張りとし、防水下地の役割を成す杉皮重ね張りの隙間を通じて屋根面での通風・蒸れ腐れ対策が取られていた。

オリジナル屋根瓦から刻印が確認できないため、製造した場所の特定はできないが、補足瓦が深谷瓦であることから地元で制作された可能性も否定できない。屋根面の多くを占める棧瓦（幅270mm×長278mm×厚20mm）の働き幅は250mm、働流れが85mmの三枚重ねとなり、一坪当たり120枚の瓦が現状載っていた。瓦は馴染土を一筋置に配する土置下地であり、屋根面に掛かる荷重を計測すると以下の通りとなった。

- ①平面（棧瓦重量：98.2 kg / m²・葺土：45.0 kg / m²、合計：143.2 kg / m²）
- ②大棟（積瓦重量：93.3 kg / m・葺土：75.0 kg / m、合計：168.3 kg / m）
- ③降棟（積瓦重量：51.9 kg / m・葺土：48.0 kg / m、合計：99.9 kg / m）
- ④隅棟（積瓦重量：49.2 kg / m・葺土：24.0 kg / m、合計：73.2 kg / m）

上記の合計重量をそれぞれの部位面積等に乗じると、本屋屋根は修理前で概ね49.2tの長期積載荷重が載っていたことが明らかとなった。このため、今回施工では屋根を空葺施工に変更したことで、屋根荷重は概ね33.8tとなり、修理前の屋根荷重に対して凡そ30%減の長期積載荷重に変更することが出来た。これにより、長屋門の骨格を成す構造部材への負荷も減じられ、次の抜本修理となるライフサイクルスパンにも奇与したと言える。



長屋門屋根 空葺き施工状況

第3節 建物痕跡調査

長屋門の建立が推測通り、関東で棧瓦が普及し始めた明和年間以降、寛政年間頃（1789～1800）のものとするれば、既に 220 年の月日が経過していることになる。創建当初の建物用途は威厳を呈する表構えの門であり、また、長屋形式であるために得られる建築空間を倉庫等に活用し、更には小屋裏を養蚕部屋とすることで、余すことなくその建物機能を活用していたものと考えられる。建立年代が江戸時代後期であることから、幕末までは大掛かりな用途変更は成されてはいないものと考えられ、西部屋が一時期、師弟剣術指南の振武所として活用がされていたことのみで、大掛かりな改変は無かったものと思われる。

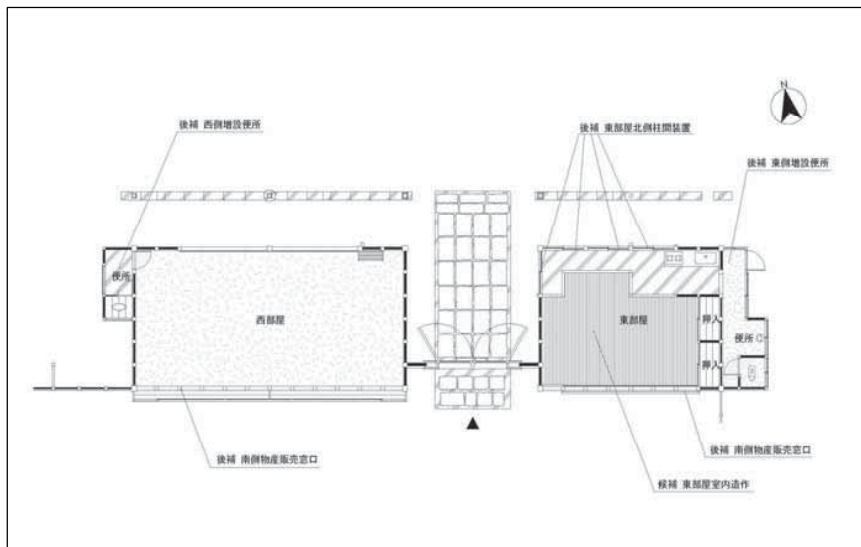
西部屋において改変が施されたのは、明治期に地域の物産販売所として長屋門が活用された時であり、元々土壁であった南側壁面を三尺間隔に配される柱を残して腰壁を取り払い、その腰高位置に一本引の開口部を設けている。また、東部屋南面も同様の腰高位置に開口部が設けられているが、窓枠意匠が異なることから改変時期は明治期以降ではないかと推測される。東西部屋とも、現在窓枠が取り付け柱に土壁であった痕跡を示す小舞穴が定尺間隔で残存しており、創建当初は土壁であったことはこれからも明らかである。その他、西部屋に関する昭和期の改変として、西側に四尺幅で張り出す便所（大便所）があり、また、東側壁面も土壁を一部取り払い、腰高位置に半間三間の開口部を設ける改変が成されていたことが痕跡調査によって共に確認された。

なお、地域の物産販売所が根岸家長屋門に開設された事由としては、12 代当主であった根岸武香が明治 29 年（1896）から 3 年間、貴族院議員を務めており、一層地域発展のために奇与したいと願ったことがこの行為に繋がったものと考えられる。

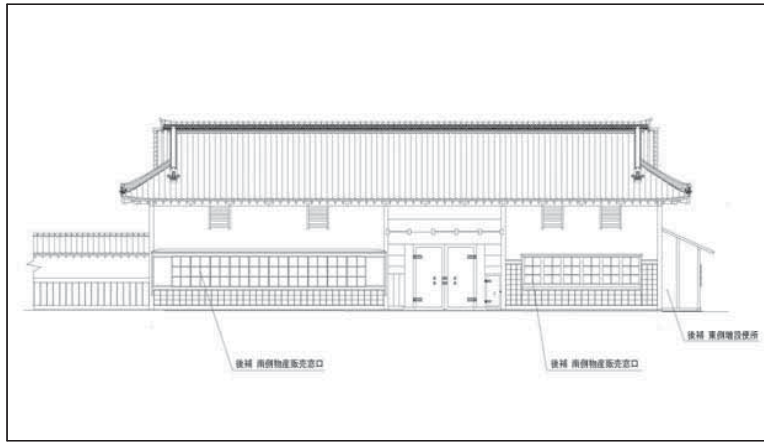
一方、東部屋に関しては先述の南側壁面改変の他、内部空間は土間叩き上に床組が組まれ、押入等の造作や給排水設備が整えられた住空間に改変が成されている。これは戦後、ここに臨時の駐在所が設置されたことに伴うものらしく、東側には西側の倍の占有面積を有する一間幅の便所（大便所・小便所）までも増設されている。このような用途変更に伴い、南側に明かり取り用の開口部が設けられたのではないかと推測することが出来るが、北側面も西部屋北面に見られるような一本引板戸の設えが同時期に取り払われものと考えられ、腰高硝子引違戸が新たに柱間三間に設けられている。なお、中央間に面する西側面も土壁を解体し、同様の出入口を一間設置していることが痕跡から想定できる。

この他、著しく建築意匠を変更した改変箇所は見受けられないが、外壁の漆喰仕上げに関しては北側北側背面中央間梁上に創建当初の鼠漆喰が残存するのみで、その他の壁は南面に開口を設けた際に一般的に良く見られる白漆喰に改められていることも調査にて明らかとなった。なお、この部位に掛かる澤浦民蘇（たくはいみんそ）と記される扁額も後補であるが、根岸武香が貴族議員であった明治 30 年に広島県呉市の海軍基地を訪れ際、海軍からの払い下げを受け、その翌年に長屋門に掲げたとされる。

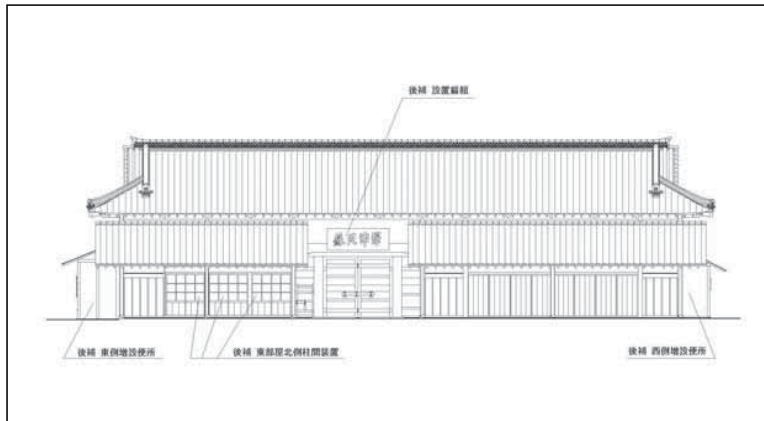
今回の保存修理工事では東西便所撤去と外壁を鼠漆喰塗に整備する範囲に留め、その他の明らかとなった改変箇所は記録保存に留めることとしたため、所謂、復原行為となる現状変更手続きは取らず、この修理工事報告書にその経緯を記録保存として残し、次回抜本修理の際にそれが反映されるよう先送るものとした。



痕跡調査 平面図



痕跡調査 南側正面図



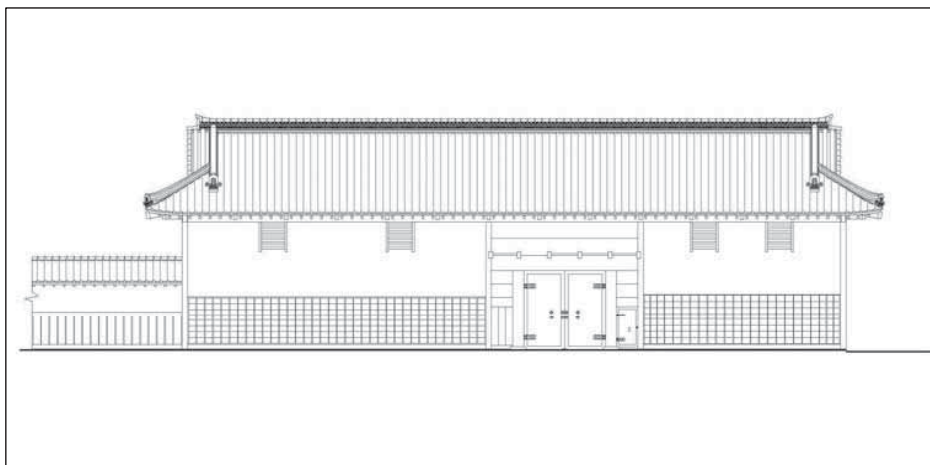
痕跡調査 北側背面図



痕跡調査 東側側面図



痕跡調査 西側側面図



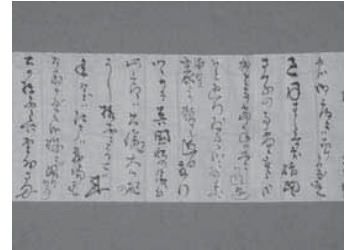
創建当初 復原南側立面図

第4節 関係資料

根岸家文書（有形文化財・古文書）

根岸家の文書は、大別して江戸時代の村方文書、明治初年の戸長役場関係文書、明治・大正期の同家の土地経営関係文書の3群に分けることができる。江戸時代の村方文書については、同家が積極的な活動を行った商業、金融関係の文書が非常に多く、村政関係の文書では荒川、和田吉野川をめぐる用水や治水問題に関するものが目立つ。明治以降のものについては、同家の土地経営を物語る文書もさることながら『新編武蔵風土記稿』発刊史料や吉見百穴発掘史料なども含まれている。根岸家文書は、近世以降の関東農村に発展していた豪農の成立と経営を物語る豊富な内容の古文書を含み、更に近代の歴史学、考古学の黎明期を知ることのできる史料として、貴重な文書群であると云える。保存状態も良好である。（指定文化財候補点数、5, 193点：埼玉県立文書館寄託文書一括）

根岸家で所蔵されていた典籍類は、昭和3年当時の帝国図書館（現在国立国会図書館）に寄贈されている。（帝国図書館所蔵青山文庫和漢図書目録）



第5節 埼玉県内における他長屋門の紹介と概要

「和井田家住宅・長屋門」（八潮市指定文化財）

17世紀末頃の創建と推定される。江戸期の和井田家は、中期から後期にかけて八條村名主を世襲し、安永2年（1733）から文政2年（1819）頃まで、八條領35か村の触継役も兼帯した旧家である。和井田家長屋門は、母屋と同時期の創建と推定され、間口8間、奥行き2間半の門で、側柱は母屋と同様に梅材を用い、土台からの御髪高は約4.6m。門東側は土間と板敷間で、門番と兼ねた農雇いの生活空間となり、西側は土間の一室で納屋として利用された。



「旧鈴木家長屋門」（富士見市指定文化財）

江戸時代に針ヶ谷村の名主をつとめていた鈴木家の表門として明治中期以降に建造されたと推定される。門の右側には畳の部屋があり、庭側に下屋（庇）が設置されており軒下は広い土間空間となっている。建築面積は117㎡であり、桁行11間、梁間2.5間、木造平屋建、寄棟瓦葺、延床面積110.8㎡である



「深井家長屋門」（さいたま市指定文化財）

江戸時代には上野田村天領分の名主役を務めた深井家の長屋門は茅葺寄棟造りで弘化元年（1488）の建立年を記した棟札があり、桁行21.200m、梁行5.465m、中央の通路部の幅4.740mの規模である。この通路部分の正面は、立隠がある形式で、半間下げて門構えが設けられている。深井家長屋門を正面には堅固な門構えがあり、両開きの扉が設置されている。後背部は、平土間の空間が形作られ、作物の管理などに用いられたことが分かる。このことから建築様式の意匠と日常利用の利便性を兼ね備えた長屋門であることが窺える。



「旧武笠家長屋門」（さいたま市指定文化財）

三室地区にて古農家である武笠家を使用していた旧武笠家長屋門は、天明3年銘（1783）の護摩札が確認されていることから、江戸時代後期の建築であると推定される。土台がなく地覆蹴込み土台であることや梁の仕上げ、小屋組などが特徴的な構造である。平成6年度に移築復原が行われた。寄棟、茅葺きの長屋門で、正面13.76m、側面4.55m。中央の間を戸口とし、右端の間を仕切り床張りとしている以外は、土間となっており、正面中央は平角2本の門柱によって構成されている。



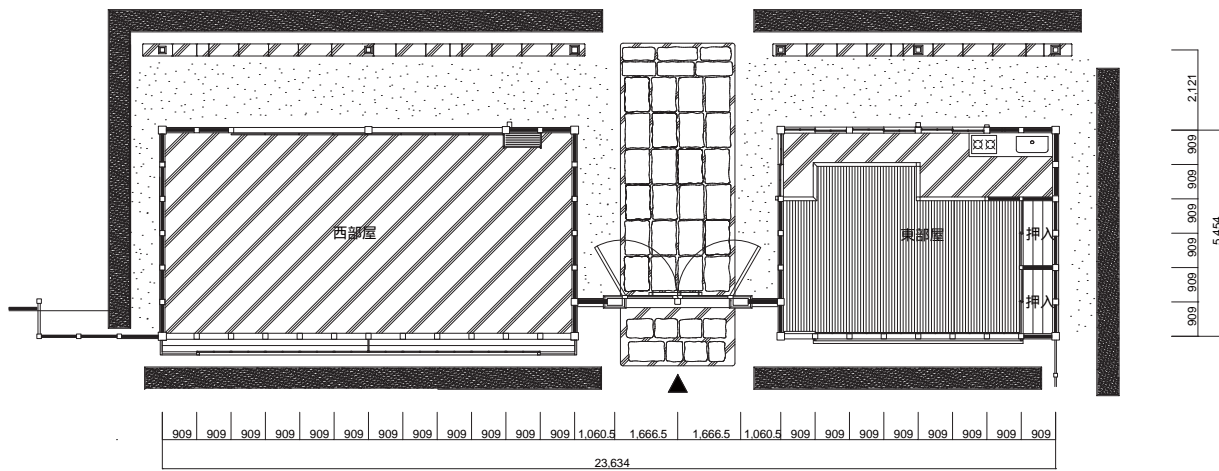
「永田家長屋門及び築地塀」（さいたま市指定文化財）

江戸時代初期に関東郡代伊那忠次の家臣であった永田氏が拝領した地にある長屋門及び築地塀は江戸時代後期に建造されたと考えられる。建築規模は桁行21.16m、梁間4.75m、棟高6.18m、面積100.51㎡である。門の両端に接続しているのが忍び返し付いた築地塀である。門扉と潜り戸は堅牢な開き扉で、銅製の八双金具や乳房状の饅頭金具が付いている。また、右手には出格子が二箇所設置されている。

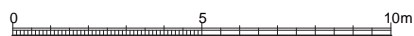
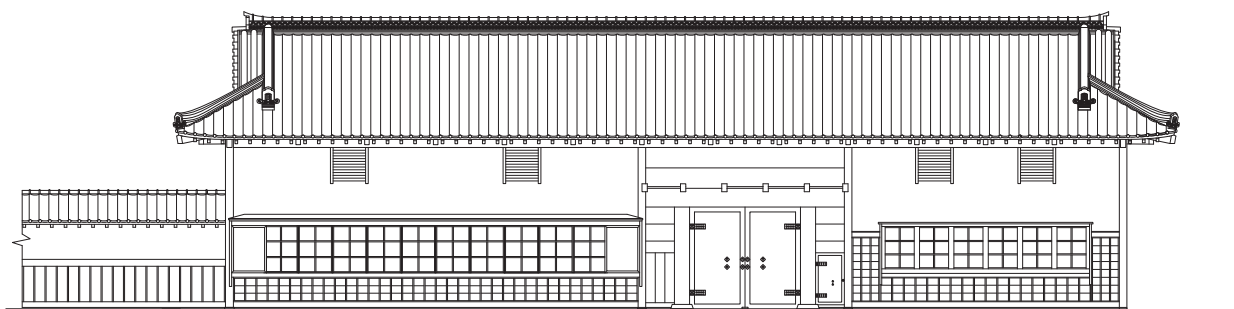


第4章 図面・写真

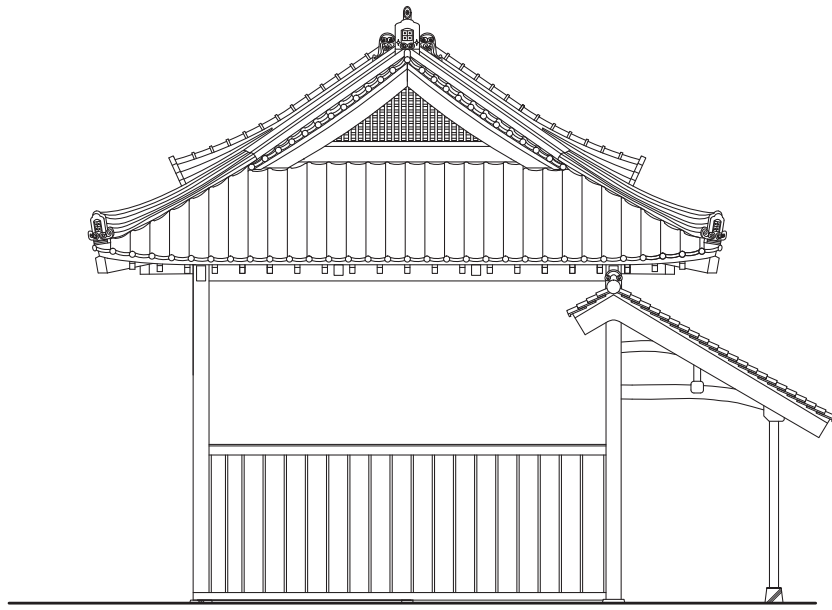
第1節 図面



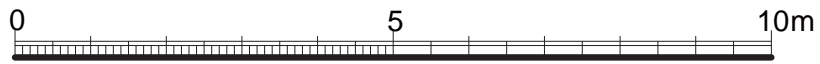
竣工平面図



竣工正面図

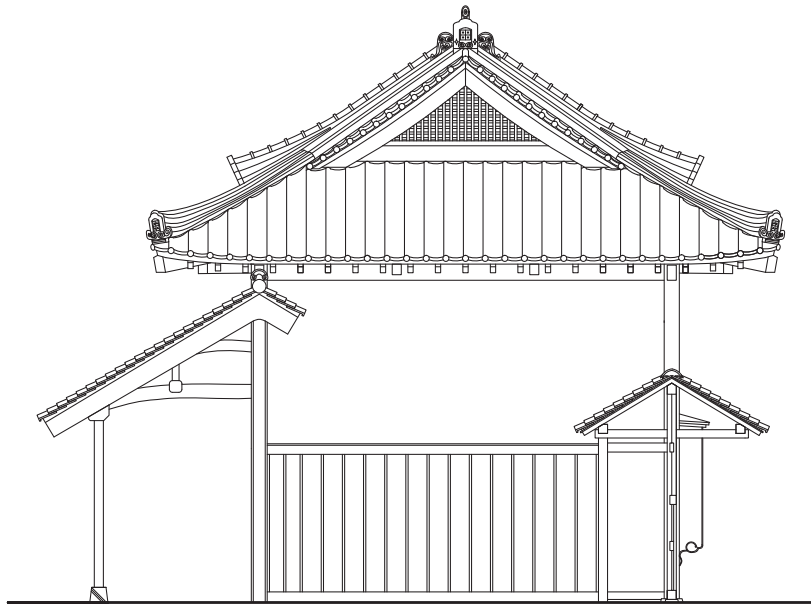


竣工東側立面图

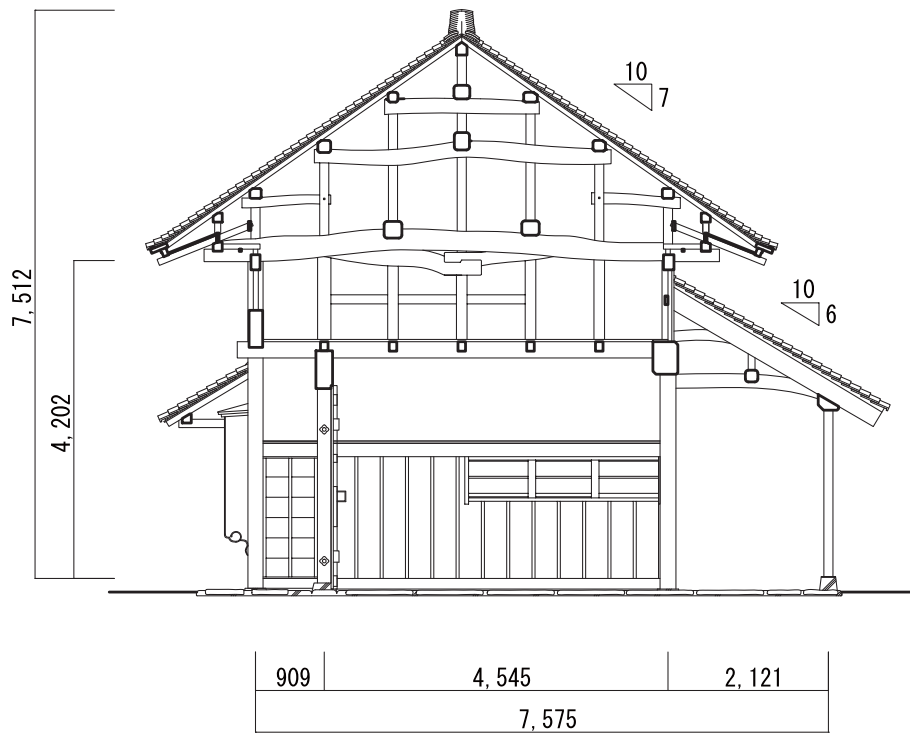


竣工背面图



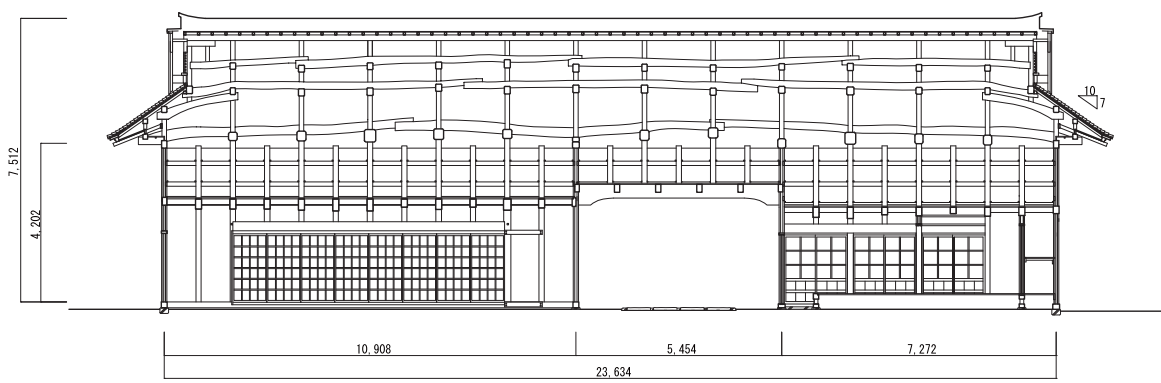


竣工西側立面図

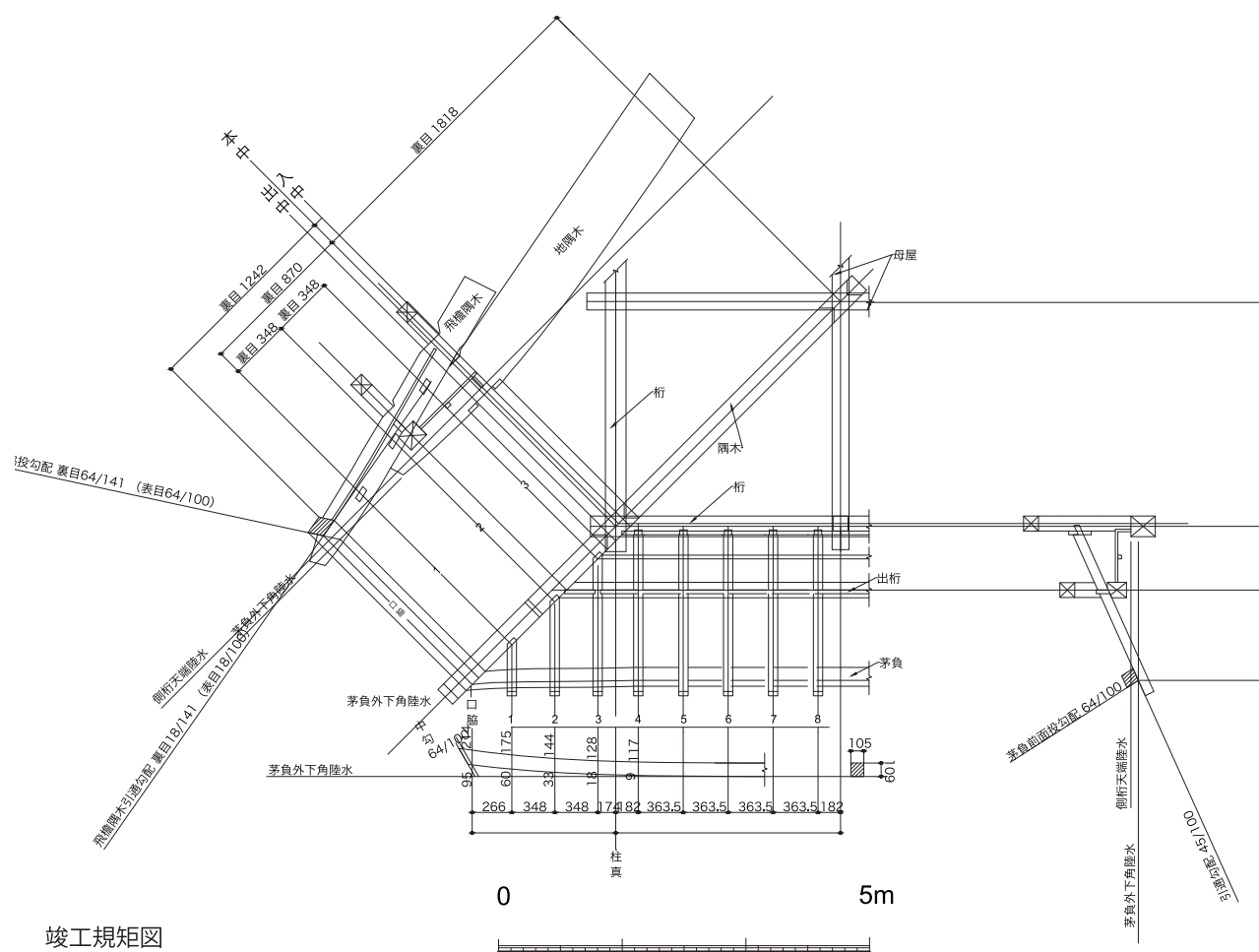


竣工梁間断面図

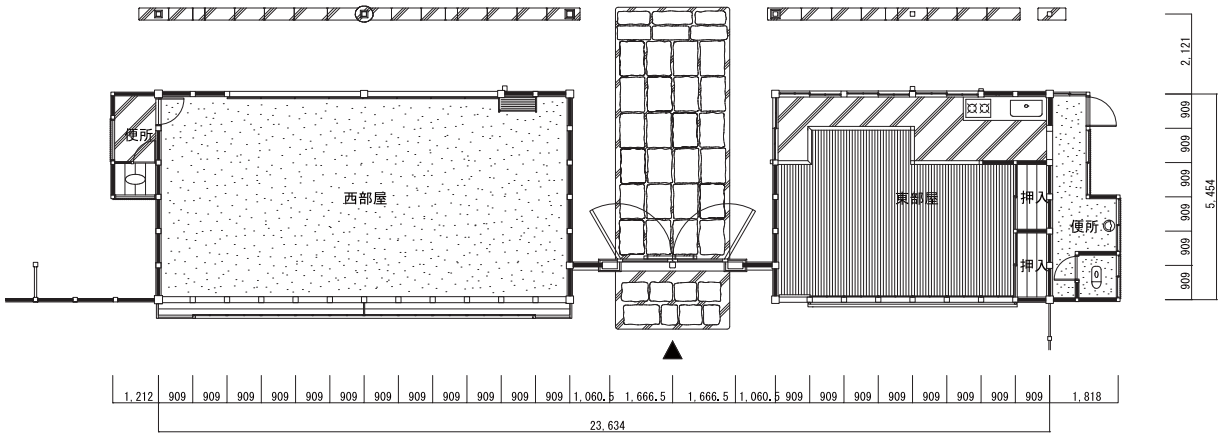




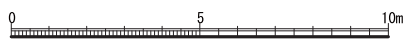
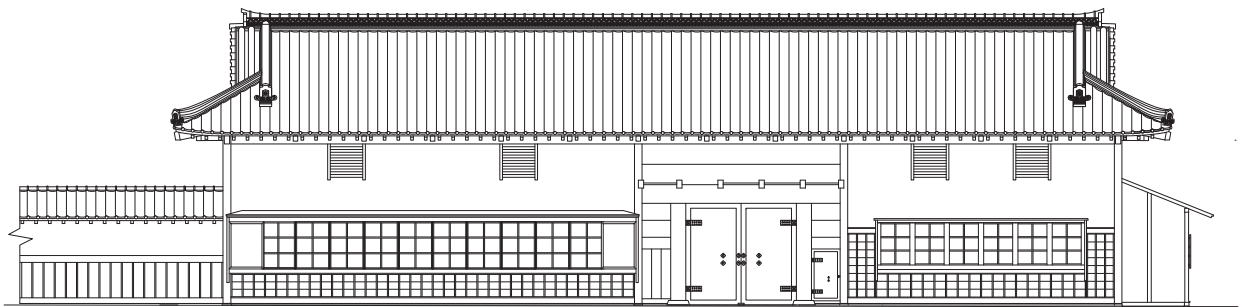
竣工桁行断面図



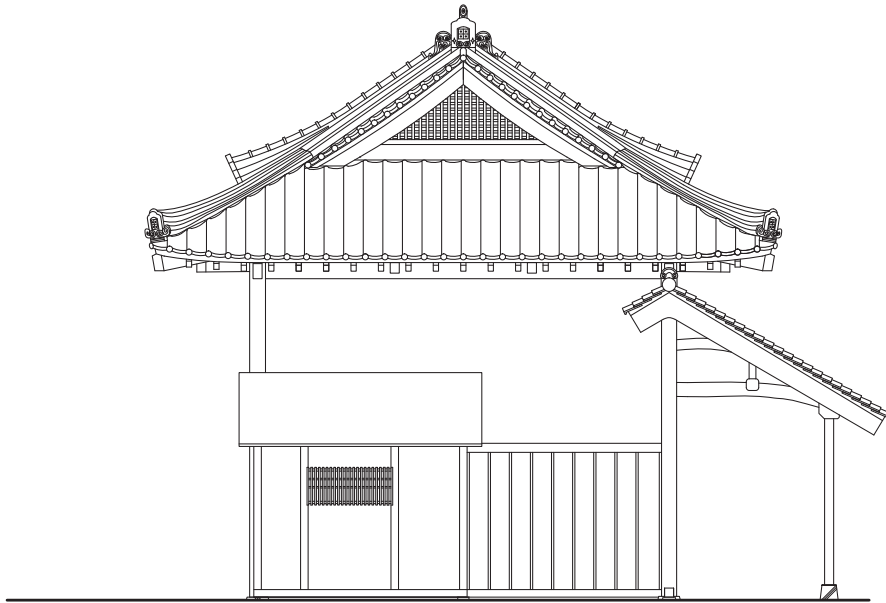
竣工規矩図



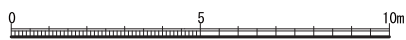
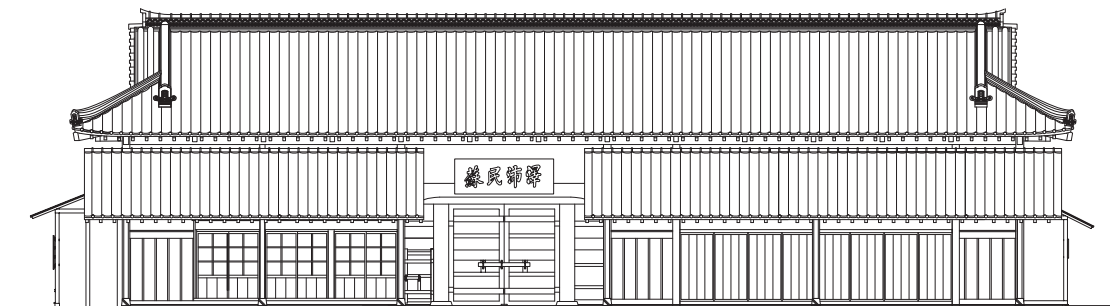
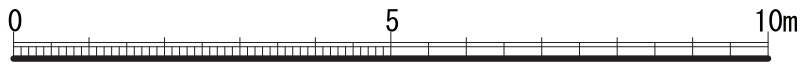
現状平面図



現状正面図

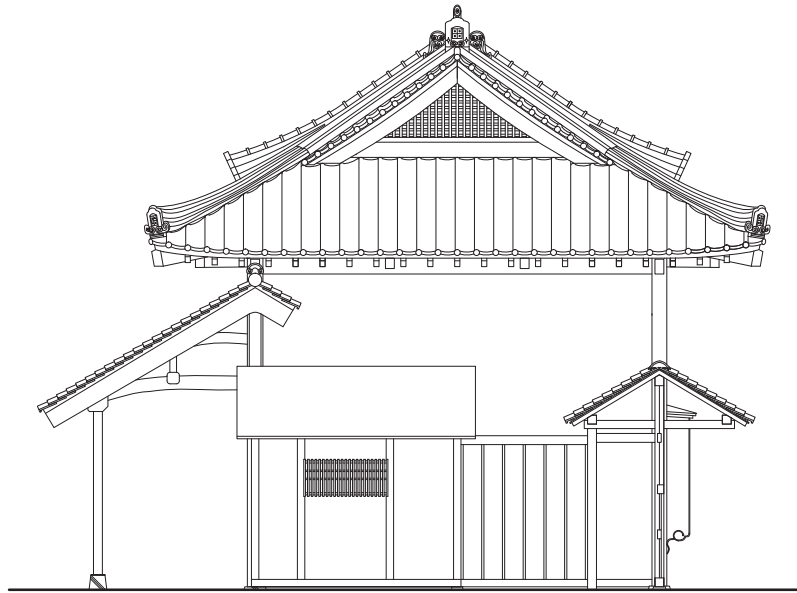


現状東側立面図

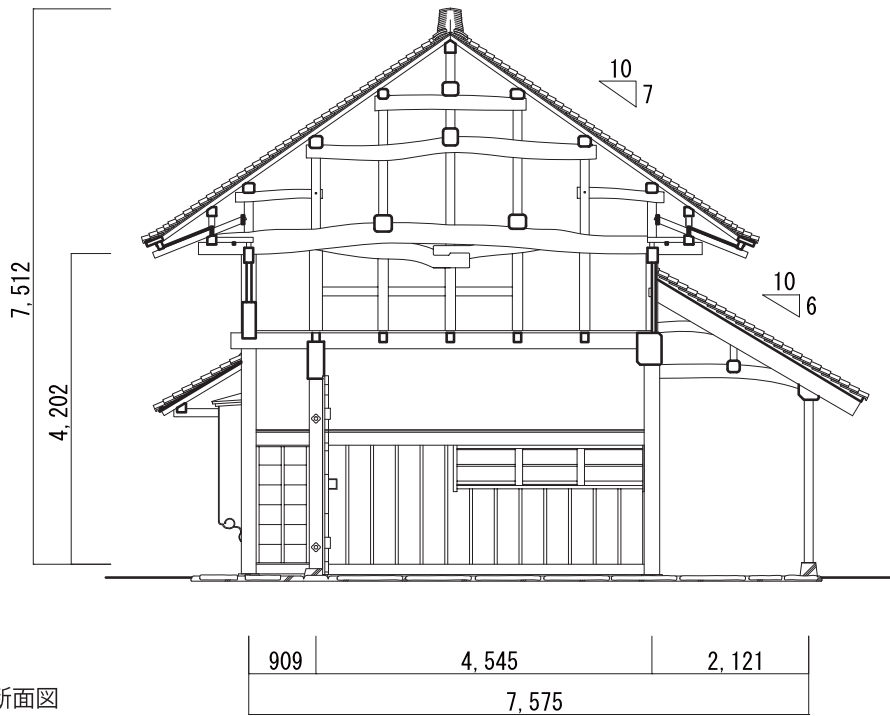


現状背面図

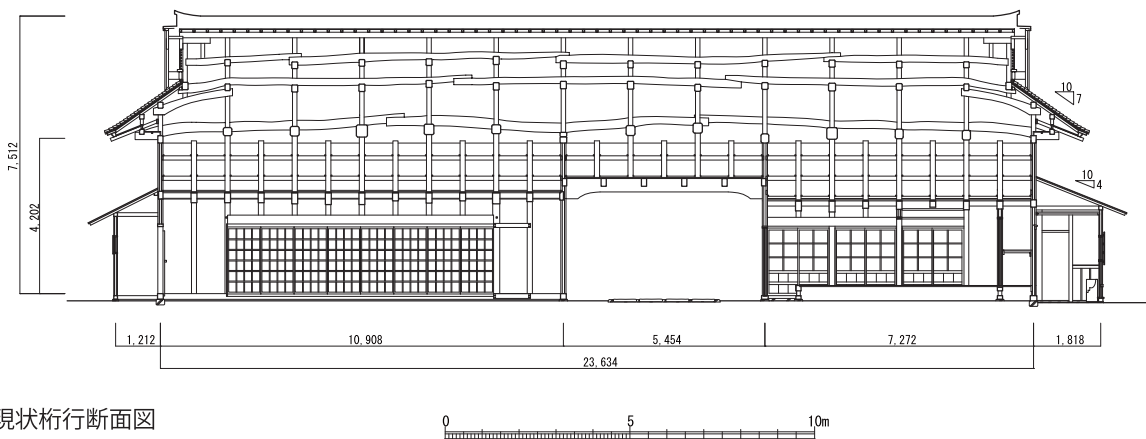
現状西側側面図



現状梁間断面図



現状桁行断面図



第2節 写真

【1】竣工写真



1 竣工 正面写真



2 竣工 正面西側写真



3 竣工 正面東側写真



4 竣工 背面西側写真



5 竣工 棟詳細



6 竣工 南西隅



7 竣工 南東隅



8 竣工 北西隅



9 竣工 北東隅



10 竣工 正面

【2】修理前写真



11 修理前 正面写真



12 修理前 正面西側写真



13 修理前 正面東側写真



14 修理前 背面写真



15 修理前 北西棟廻り



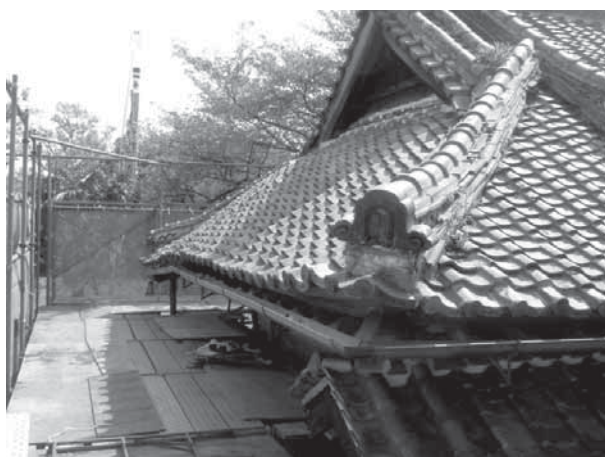
16 修理前 南西隅



17 修理前 南東隅



18 修理前 北西隅



19 修理前 北東隅



20 修理前 背面

【3】修理前破損状況写真



21 隅木廻り 腐朽状況



22 隅木廻り 腐朽状況



23 隅木腐朽状況



24 隅木腐朽状況



25 茅負腐朽状況



26 裏甲腐朽状況

【4】修理工事中写真

(1) 仮設工事



27 軒足場建設



28 軒足場建設



29 周囲シート養生



30 通路確保



31 素屋根建設



32 素屋根建設

(2) 解体工事



33 後補 東便所



34 東便所撤去



35 後補 西便所



36 西便所撤去



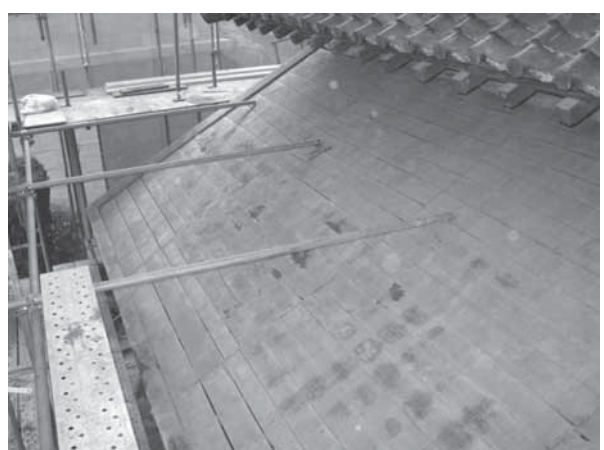
37 瓦のコーキング



38 背面下屋瓦解体



39 背面下屋瓦解体



40 背面下屋葺き土撤去



41 大棟鬼瓦解体



42 棟瓦解体



43 屋根瓦撤去



44 屋根瓦撤去



45 葺き土撤去



46 葺き土撤去



47 葺き土撤去



48 野地撤去



49 野地解体



50 軒先状況



51 野垂木解体



52 野垂木解体



53 化粧垂木・化粧裏板解体



54 隅木状況

(3) 木工事



55 軒先不陸直し



56 新規隅木



57 隅木吊り込み



58 隅木設置



59 隅木廻り修理



60 隅木廻り修理



6 1 南東隅木設置



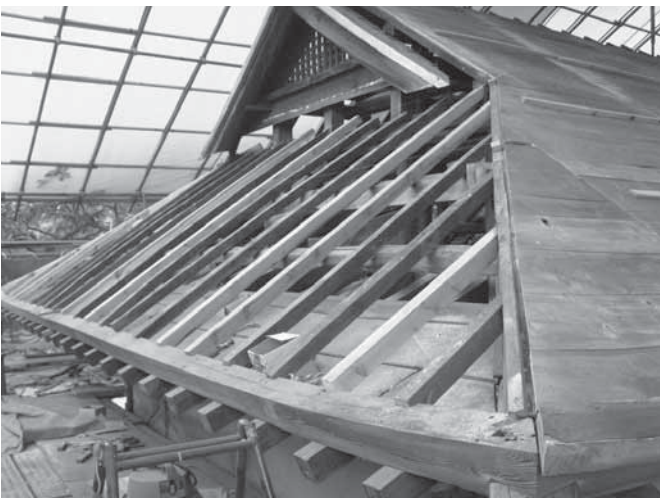
6 2 繕い状況



6 3 軒先修理



6 4 野垂木復旧



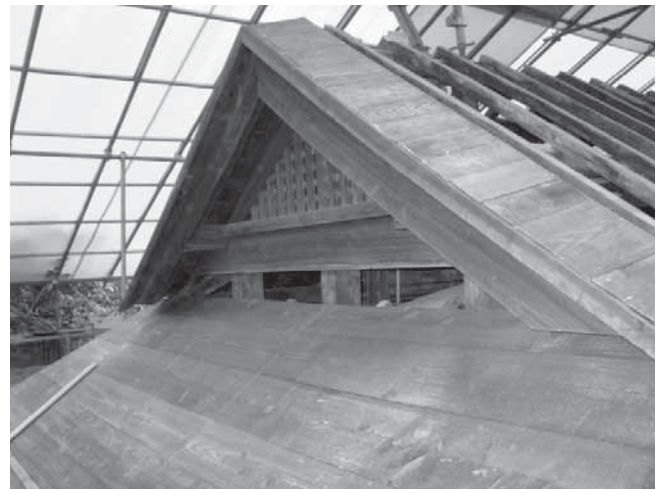
6 5 野垂木・野地板復旧



6 6 野地板復旧



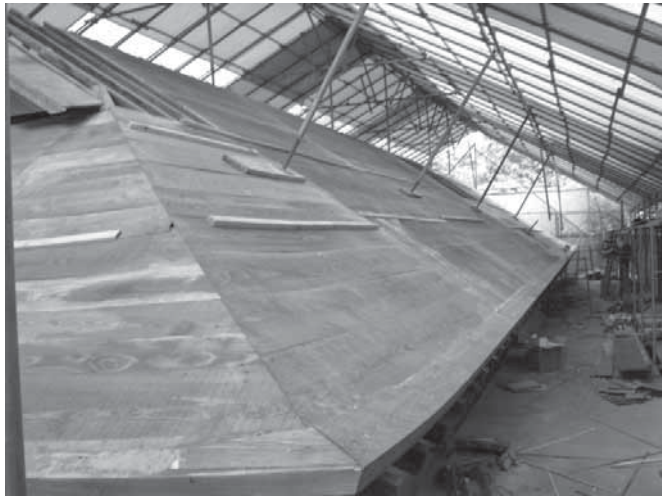
67 野地復旧



68 野地復旧



69 野地復旧



70 野地復旧



71 下屋修理



72 下屋修理

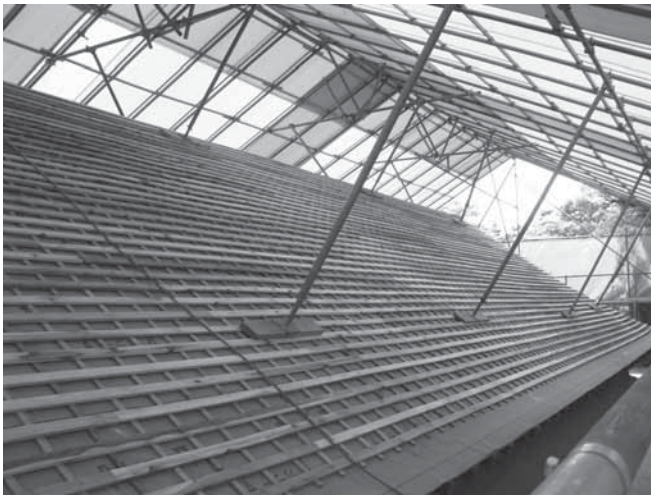


73 下屋修理完了



74 羽目板復旧

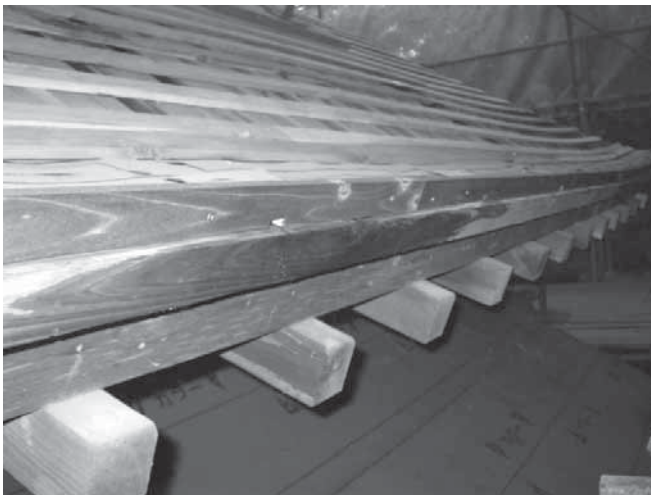
(4) 屋根工事



75 ルフイング・棧打ち付け



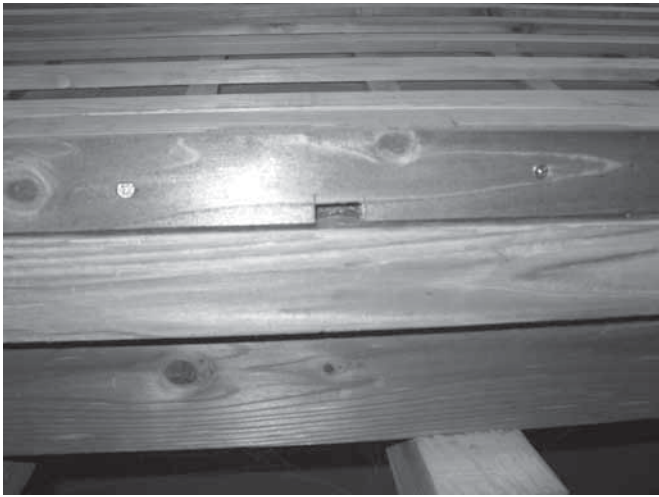
76 ルフイング二重張り



77 瓦座取付け



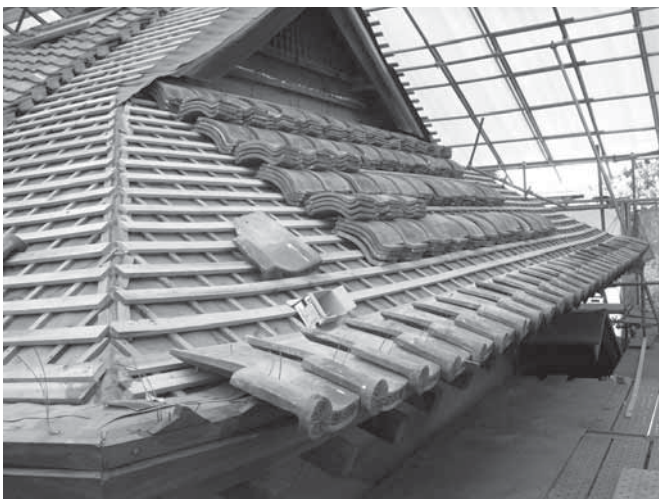
78 瓦座取付け



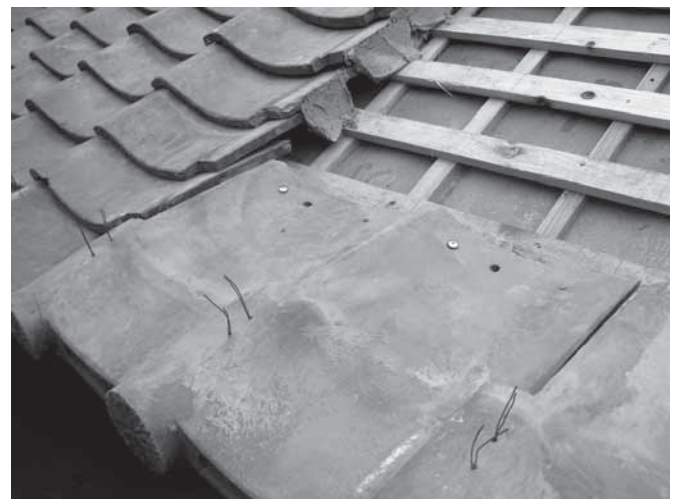
79 水抜き穴



80 瓦上げ



81 軒瓦施工



82 軒瓦施工



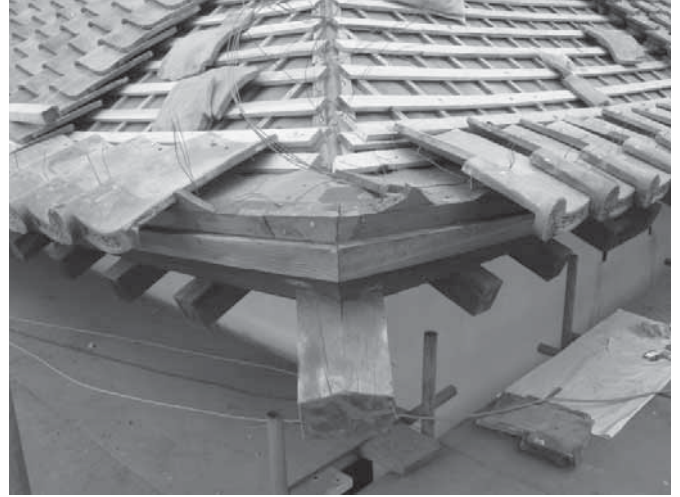
83 軒瓦施工



84 軒瓦施工



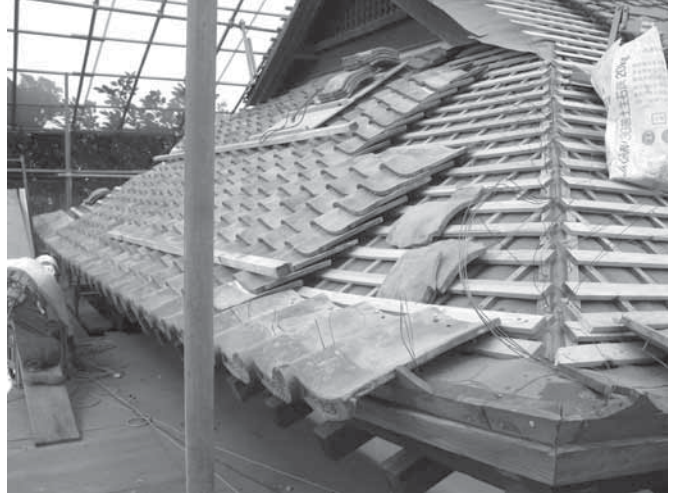
85 軒瓦施工



86 軒瓦施工



87 瓦葺き状況



88 瓦葺き状況



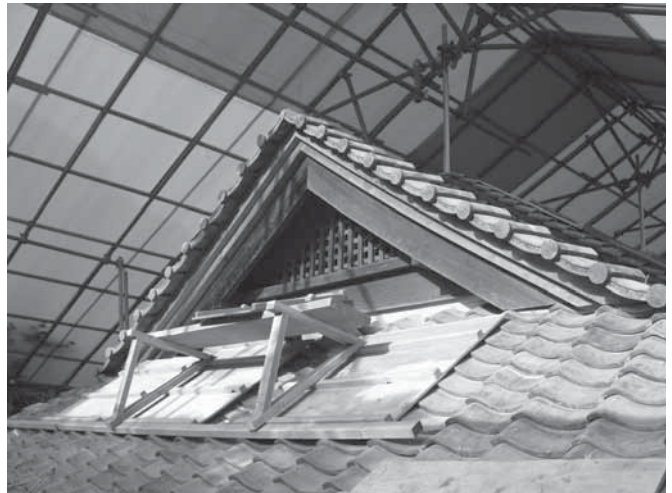
89 瓦葺き状況



90 平葺き状況



91 箕甲施工



92 箕甲施工



93 降り棟施工



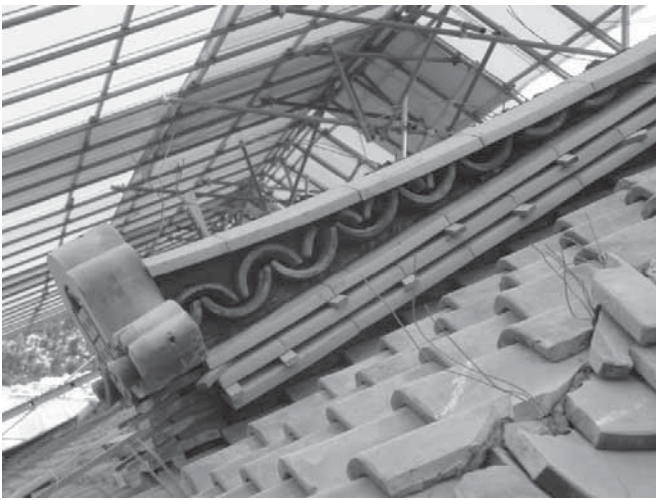
94 降り棟施工



95 降り棟施工



96 降り棟施工



97 降り棟施工



98 降り棟施工



99 鬼瓦取付け



100 鬼瓦取付け



101 大棟施工



102 大棟施工



103 下屋瓦施工



104 下屋瓦施工



105 瓦工事完了



106 瓦工事完了



107 瓦工事完了



108 瓦工事完了

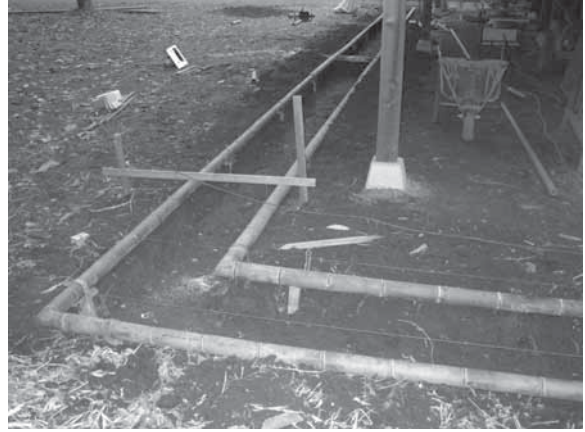


109 瓦工事完了

(5) 雑工事



110 雨落ち溝施工



111 雨落ち溝施工



112 正面西側雨落ち溝



113 正面東側雨落ち溝



114 背面西側雨落ち溝



115 背面東側雨落ち溝



116 既存喰壁掻き落し



117 既存喰壁掻き落し



118 中塗り



119 中塗り



120 灰墨漆喰仕上げ



121 灰墨漆喰仕上げ



122 背面軒樋取付け



123 すりガラス設置



124 袖塀壁塗装



125 袖塀屋根塗装

熊谷市指定文化財
「根岸家長屋門」
保存修理工事報告書

2012

平成24年3月21日発行

発行：埼玉県熊谷市教育委員会

印刷：関谷印刷製本株式会社